

本日の会議に付した事件

令和元年第3回山元町議会定例会

令和元年9月6日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第47号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第48号 山元町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第49号 山元町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第50号 山元町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第51号 山元町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第52号 山元町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第53号 山元町水産業共同利用施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 報告第 9号 平成30年度決算山元町健全化判断比率について
- 日程第10 報告第10号 平成30年度決算山元町公営企業資金不足比率について
- 日程第11 認定第 1号 平成30年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 2号 平成30年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 3号 平成30年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 4号 平成30年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 5号 平成30年度山元町水道事業会計決算認定について
- 日程第16 認定第 6号 平成30年度山元町下水道事業会計決算認定について

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、令和元年第3回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、9番遠藤龍之君、10番高橋建夫君を指名します。

議 長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

総括質疑通告書の受理。議員1名から総括質疑の通告がありましたので、その一覧表を配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君） 日程第2．議案第47号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君） はい、議長。それでは、議案第47号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

お手元に配布しております配布資料No.5、条例議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、地方公務員法の規定に基づき、人事評価結果を活用した分限制度の構築に当たり、新たに降級の規定を追加することに関し、所要の改正を行うため提案するものであります。

1の改正内容でございますが、今年度より人事評価結果のさらなる活用を図るべく、一定期間良好な成績が継続した職員については、職員の昇級、昇格に結果を反映させるとともに、良好でない成績が継続した職員については、当該職に必要な適格性を欠くと疑わせる職員と合わせ、能力向上を目的とした支援プログラムを実施した上で、改善が見られない場合に限り分限処分により降級を実施することとしており、これに対応するため地方公務員法に基づき現条例を改正するものでございます。

改正の中身につきましては、議案書2ページ、3ページの新旧対照表でご説明いたします。

まず、第1条の目的規定の中に分限の一つであります「降級」を加えます。

次に、現行の2条以下を繰り下げ、降級に関する新たな規定を第2条から第4条に規定いたします。

降級の種類、第2条においては、降級の種類は「降格」と「降号」とする旨を規定するとともに、第3条には降格に該当する事由を、また第4条には降号に該当する事由をそれぞれ規定するものであります。

概要書にお戻りください。

2の施行期日でございますが、公布の日とするものでございます。

以上、議案第47号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君） これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

7番菊地康彦君の質疑を許します。

7番（菊地康彦君） はい、議長。今、概要の説明を受けたわけですが、2条の説明は理解できたんですけども、3条の中で、成績等、適格性にかかわらず、この中の（2）に「職制もしくは定数の改廃、または予算の減少により」ということで、「職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合」ということで、これはもう予算上だったり、職員の責任でなくてもこれは降格の事由になるということに入っているんですけども、この辺については職員が今後こういうことも自覚しなければならないということ、こういう設定がされているのかどうか質問いたします。

総務課長（菅野寛俊君） はい、議長。お答えいたします。

今回のこの条例の改正の主な点は、人事評価の結果を反映させるというものでございまして、この改正の中身につきましては、特に第3条の第1項第1号のアの「勤務成績

がよくない場合」、また、第4号第4条のですね、降号の場合につきましても「勤務成績がよくない場合」ということで、主にここの部分で今回の運用が行われると、先ほどご質問を受けました第3条の第2項につきましても、現行のところ、まだその運用については、特にこれからどうするということはまだ未確定な部分がございます。と言いますのも、第3条の第1項第2号の部分でございますが、職務の級の職の数というものは本来ですね、こういうものも定めるべきという部分はございますが、まだ本町の場合、その級ごとの人数を何人ということはまだ定まっておらないところが現状でございます。今後、そういうところもですね、定める場合も想定いたしまして、今回はこの降級の種類の中ではこういうところも入ってくるということで規定をしたところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。この規定を条例として追加するという事なんですが、逆にですね、今はこういう事例がないということなんですが、逆にこれを設定することによって予算等ですね、いろんな職の等級の数とか、そういったものが満たされれば昇級ということもあり得るのかどうか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。お答えいたします。

今回この降級という形のご提案でございますが、今年度よりですね、その人事評価結果をさらなる活用を図るという一点の部分としましては、良好な成績が継続した職員については昇級、昇格もあるということですね、今年度からスタートするという形になっております。ということで、逆に反面、そういうふうでない下位の成績が継続した職員については、やはり一定程度の支援プログラムというもので支援した上で改善が見られない場合に限ってこういうふうなことも今回は想定して制定させていただくということでご提案申し上げたところでございますので、ご理解いただければと思います。

議長（阿部 均君）よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。何点か質問いたします。

この改正、条例改正そのものは、いわゆる従来ですと、条例、国の条例が変わったから何々に基づいてという一文があるんですが、今回ないということは、町独自で条例を制定するという解釈でよろしいでしょうか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。地方公務員法の中では、分限という部分に関しましては、規定の中で降任、免職、休職等々ということで、その中に降級というものが存在するわけでございますが、その降級の手続等については、条例で定めなければならない、条例で定める必要があるということがうたわれておるものですから、これにつきましては、降級の制度を導入する自治体が条例をもって運用するというご理解いただければと思います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。分限に関する我が町の条例は、もう一つありますね。規則ですね。規則条例。これには影響ないんでしょうか。その改正はここに出ていないんですが、よろしいんでしょうか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。このたびの改正につきましては、規則のほうでうたわれている部分に関しましては、特に心身の故障等との休職の部分の規定と理解しておりますので、今回の改正は特に影響はないと理解しております。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。規則に関しては影響はないと、変更する必要はないという解釈ということですね。

それでは、これらは他市町村を含めて近隣市町村とか、このような条例の事例はあるんでしょうか。それとも先行してよそはやっているということなのか。きのうもいろいろ一般質問でもありましたけれども、我が町が先行してこれのいわゆる降級、降格という事例をさらに具体的につけ加えたという解釈してよろしいのかどうか、その辺の状況、近隣市町村の状況を教えていただきたい。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。近隣市町村の全体の制定状況については把握しておりませんが、実はこの人事評価制度が導入された目的については、こういうところをですね、きちんと今後捉えて各町はやっていきましょうよというところがまず狙いがあったところでございます。この降級までをですね、条例に入れているというところはそう多くはなく、事例を私どもも確認しながらですね、このような新たな昇級もあれば、やはり降級もあるという仕組みを設ける際には先進自治体の事例も参考にしながら取り組んだところでございますが、まだそう数が多いというふうには理解しておるところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。今、学生とか、例えば大学生、高校生にしてもそうですが、就職先に公務員になろうとして就職先を探すときにいろんな規則とか条件とかを精査すると思うんですね。よそと比較して、非常に人事評価正しくというのは当然なんです、降格を新たに、降級を新たにということになってくると、山元町どうも厳しそうだし、じゃあ互理のほうに応募しようか、丸森に応募しようか、例えばですよ、近隣市町村でないところに応募、そういう影響も私は少なからずあるんじゃないかという心配をして、このやるのが悪いとかいいとかじゃなくてね、そういうことも配慮して先駆けて我が町が条例改正に案を出してきているのかどうかという、ちょっとそういう意味の心配がある。影響がないかどうか。その辺はどうでしょう。

議長（阿部均君）これは町長齋藤俊夫君、答弁願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の条例に伴う対外的な影響というふうなことでございますけれども、端的に言えば、全然影響がないというふうにはですね、談ずることはできないのかなというふうに思いますが、総務課長申し上げてきましたとおりですね、我が町として人事評価制度をですね、施行踏まえて、本格的に対応しつつあるというふうな中でですね、一定の制度を改めて確認をし、整備をするというふうなことはある意味大きな流れに沿った一環だろうと、多少周辺自治体なり、全国との足並みというふうな部分についての関係はあるかもしれませんが、議会でもこれまでもたびたびですね、その人事評価制度早くというふうなお話も頂戴をしてくれて、ようやくここまでたどり着いたというふうな部分もございましてですね、これまでのそうした流れなども改めてご理解をいただく中でですね、この条例の改正についてもご理解を賜ればというふうに思うところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。人事評価制度を一生懸命やって成績上げた方をね、職員を評価するというのは、これは当然やるべきことで、どこの市町村も人事評価制度は取り入れてやっておられると思う。ただですね、先ほどは新しく山元町で仕事をしたいという若い学生、そういう志のある方に対する影響をお聞きしましたけれども、私は現在いる職員への影響もこれ多大なる影響があると思う。別に降格が悪い、降級が悪いという意味で申し上げているんじゃない。その辺も慎重に考えるべきである。それで、なぜ今この条例今なのかと、これ見ると公布は即日と、実施は、施行は即日と書いてあるんですが、私は現在の職員のあれも含めて、周知徹底する期間というのが必要、今度こういう

ことをやりますよと、事例を挙げてね、こういう場合はこうなりますよぐらいの事例をもう少し具体的に出して、職員にやる気を起こさせるのが先決で、ちょっと後ろ向きになるような気持ちを持たせない、少しでもね、懸念を持たせないような事前周知徹底というのは半年間なり、先ほどもちょっと同僚議員聞いていましたけれども、どうも予算との絡み合いで、予算10月、11月あたりから予算、来年度組まなきゃならないから予算との絡みでどうもどうだという意味の、私のさっきのやりとりとは別にしてね、そういう印象を持ったんです。3条を見たら、それではちょっと話がおかしいんじゃないかなと、どういうふうにこれを運用するのかわかりませんが、人事評価制度さらによくするためというような目的がありましたけれども、やっぱりもうちょっと職員に周知徹底して、こういうことで頑張るんだという頑張る、やってくれた人には昇級しますよという面は確かにあると思うんです。ただ、だめな場合というのは、いろんな事情もあるだろうし、どうするか、その辺も検討してやるべきだと思う。で、この対象は職員だけなのか、いわゆる管理職も含めてね、管理職も職員といえば職員、管理職の責任なんかはどんなふうなのかわからないんですけれども、単なる担当だけの指導、さらに言うならば、指名した責任というのも出てくるかもしれない、その仕事のあれによつてはね、わかりませんよ、内容、いろんなケースがあると思うので、その辺もよく職員とかに説明して、そういう問題が発生しない、疑念を持たないように職員のやる気をなくさないような方法を考えるという面でね、もうちょっと慎重にというか、十分検討して、どの程度検討されたかわかりませんが、周知期間、これ見ると、即日、今回決まれば即実施だということでやるような感じなんです、その辺は周知もうちょっとね、期間を設けてやったほうがいいのではないかなと思うんですが、その辺はどんなふうにお考えなのか、町長のお考えをお聞きします。町長に基本的なこと。(発言あり)それは後で結構です。結論だけ先に町長。(発言あり)こんな重要な問題は町長最終決断されたと思うんですよ。

議長(阿部 均君) ただいまの質問はですね、町長に対する質問だと思いますので、事務的な部分ではなくて、ですよ。

町長(齋藤俊夫君) はい、議長。私にというお話がございましたけれども、当然今ご指摘のありましたように、こういう類いのものについてはですね、一定の検討なりですね、周知というふうなことも当然重要なポイントでございますので、どうしてもこの場面で議員の皆様にとっては唐突感というふうな部分がおありというふうなことでございますので、これまでの内部での取り組みの経緯なども改めて補足をさせていただきながらですね、ご理解を賜るところは賜りたいというふうに思いますので、担当課長のほうから少しだけ補足させていただきたいというふうに思います。(「ちょっとその前に」の声あり)

1番(岩佐哲也君) はい、議長。こういう事務的な部分は、例えばね、副町長がご担当だと思うんです。副町長はどんなふうにお考えか。この結論、こういうふうになったのね、背景はあと課長に、町長言われるように背景は後でお聞きしますけれども、まずその前に副町長、恐らく事務方のトップというか、責任は副町長だろうと思うんです。よろしくお願ひします。

副町長(樋口 保君) はい、議長。人事評価につきましては、これまでも議会の皆様にご説明をしてきているところでございます。今回、降級ということで、この条例提出させていただいておりますが、基本的に我々人事評価については、絶対評価という評価です。なので、

頑張った職員を評価する、これが基本です。相対評価ではございません。誰が1番で誰が2番ということではなくて、その職員がどれだけ頑張ったかを評価するというのが人事評価の基本です。私どもといたしましては、そういったことを含めまして、ちょっと心の病とか、あるいは業務成績がという職員も当然中には出てくるのが想定されますので、そういった職員に対してはまず支援プログラムということで、職場内研修、それから職場外での研修、こういったものを含めまして、職員の能力がきちんと上がるように支援をしてまいります。それが基本です。ただ、それだけで人事評価と言われているものがきちんと満たされるかということになりますと、それだけではないと、ある一定の公務員としてのレベル、山元町の職員としてのレベル、こういったものも必要になってきますので、そういったものについては、地方公務員法の定める範囲内において降級、あるいは降号といったもの、こういったものを制度として設けておきたいということでございます。

もう一つ、先ほどのご質問の中で、管理職は対象になるのかというお話もございました。これにつきましては、当然管理職も対象でございます。ここにそろっている管理職、対象でございます。これにつきましては、きちんと一次評価者、私と教育長になりますが、一次評価者がきちんと評価をし、改めて二次評価者として町長が評価をするということになります。こういったところでその評価者単独の主観的な評価をするのではなくて、きちんと客観性を持って複数で評価をしていくということになりますので、我々としては職員にもこれまで、あとで総務課長、経緯をご紹介しますが、職員にも課長会などを通じて人事評価の際からきちんと職員には伝えてきたつもりでありますので、そういったことをもってこのような提案をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。まず、この人事評価、降級をこのタイミングでという部分に関しましては、昇級、昇格のタイミングの時期がですね、1月1日というものでございますので、その前に制度だけはとりあえず条例下に入れておくということで、このタイミングで入れたところでございます。

これまで職員にどのような説明というところでございますけれども、やはり人事評価制度ですね、平成28年度に正式導入した形で、これまで重ねてきましたけれども、今回新たなこういう部分、先ほど副町長からも話がありましたが、降級だけをするのではなく、その評価によって昇級、昇格という部分にも今後反映するということについて、今年度4月1日から取り組むということの前提でですね、昨年度中の課長会議の中でこういうふうな制度を取り組んでいくということについてはですね、十分説明を行って、4月1日から新たなこのような取り組みをすると、さらにその中でその下位の評価を受けた職員については、こういうふうな下位の評価が続いた場合、こういうふうなプログラムに乗っかっていただいて支援をさせていただくと、その支援を受けてもなお改善が見られない場合については、やはり昇級の反対としましてはこういうふうな降級という制度もですね、今回設けるんですよという部分に関しましては周知を図ってきたということでご理解いただければと思います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。今、副町長と総務課長の今までの説明して、時間をかけて説明してきたというようなお話、副町長の先ほどのお話の中で、公務員として山元町の職員としてのレベルに達しない場合と、レベルに達しない場合というお話があり、そこで

今まで説明してきたということであれば、公務員としてのあるべき姿というのは当然一般論はあるんですが、山元町の職員としてのレベルという、例えば具体的にこういう場合はこうですよという、最低限こうですよという、その今までの説明の中でですね、した中で職員に徹底しているのかどうか、降級ということに関してですよ、昇格じゃなくてね、昇級、昇格じゃなくて、降級という特別よそもないやつにやる以上はいろんな意味でね、いろんな反応があると思うんです。他市町村からも、もちろん職員からもね。

それで、私、心配しているのは、職員がやる気をなくすような、本来ならやる気を起こすような人事評価があるべき姿で、それを目指していると思うので、これには違いないんですが、降級と改めてわざわざ条例で大きく出してきているということは、その対象があるから、それで予算の話も出ていましたけれども、どうも今、対象がいそうだから、ありそうだからという前提なのかね、どうもそういうふうを考えざるを得ないんですが、ということであれば、こうだという判断基準、物差しみたいなものを示しているのか、具体例ね、こういう場合はこうですよと、例えば実害を幾ら以上起こしたとかね、2回3回注意にかかわらずやったとか、例えばですよ、そういう一つの大きな枠でも結構なんですが、そういうものを示してここに至ったのかどうかという、その辺だけ最後確認したいと思うんですが、いかがですか。副町長にお尋ねします。

副町長（樋口 保君）はい、議長。先ほど私申し上げました、一般論として申し上げましたけれども、先ほど議員おっしゃったような幾ら以上の間違いがあったからどうのこうのということについては、お示ししてございません。お示ししてございませんが、我々地方公務員法、私今地方公務員法適用されていませんけれども、地方公務員法適用されている職員というのは、地方公務員法に基づいた職責というものがございます。そういったものをきちんと守られているのかどうかということについては、職員はきちんとそのところを認識をして、採用されるときに宣誓もしておりますので、そういったところに基づいて判断をしていくというのが職員一人一人が理解をしているものというふうに考えております。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。今まででも当然宣誓書とか、誓約書出していますので、当たり前だと思うんです。当たり前であって、それで問題があるから改めて今度条例を変更して、条例書き加えて降級まではっきり書いたんだろうと思うんですね。そのポイントは何か、その裏づけは何なのか、その判断基準はどう変わったのか、今までと違うのかという点がちょっと私にはわからないものだから、その辺をよく職員、今いる職員に徹底して、やる気を起こさせるような状態の条例なのかどうかという確認をしている。その辺ちょっと補足説明なりなんなりしていただけると。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。お答えさせていただきますが、まず、人事評価制度の導入の狙いというところが一番ポイントになるのかなと理解しているところでございます。その狙いといましては、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び上げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入して、これを任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎とするということがございまして、今回、特に降級という言葉はこの分限の条例の中に入れてしまっているがためにですね、今回特にその部分を町が取り組んだのかというふうにとられてしまう部分もございますけれども、実際はこの給与という部分の人事管理の中では当然ながら、昇級、昇格等、あとまた既に反映しております勤勉手当等へのですね、処遇も実施しているということでございます、必ずし

も今回は降級をしたいがために条例に盛り込んだわけではなく、この人事評価制度導入の全体的な目的に照らして町が今回取り組むということで条例に入れ込んだところがございますので、ご理解いただければと思います。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。私だけが質問するわけにもいかないのですが、最後にしますが、この条例のタイトルそのものにもね、分限に関する手続及び効果に関する条例と、いわゆる降級を設けることによってどういう効果があるのかと、当然人事評価の効果を上げるためにこの条例を、タイトルに効果って入っていますよね。これ当然。職務の効果を上げるため、実績、効果を上げるために条例を制定されて、それ今までだめなので、さらに降級という文字を条例でわざわざ加えるというのは、その辺のね、加えるのは反対とか言うんじゃないですが、加えることによってマイナスにならないようにだけひとつすべきじゃないか、してほしいと、すべきだという、職員のやる気をなくさないようにだけひとつ十分配慮して、この運用に当たってはね、すべきだということだけ申し上げてあとあれします。

以上です。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。何点か質問いたします。

まず、この条例には運用規定があると思いますが、その運用規定も一部修正しなければならぬと思いますが、そのことについてはいかがでしょうか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。条例の下に規則がありますけれども、先ほどご説明いたしましたとおり、その規則は休職の件についての規定を定めているものでございます。今回ですね、この降級の分に限りましてお話しさせていただきますと、まず、人事評価の結果を反映させるということになりますので、その結果が山元町の場合、5段階評価になっておりますけれども、下位の2つの評価、C評価、D評価、これらがですね、継続した場合について、まずこの方、職員をまず支援プログラムというもの、今回4月から規定しておるところでございますけれども、その中に候補者としてまず対象者とするかどうかということから始まります。その際につきましても、町の分限、懲戒審査会の意見を聞いた上で、まずその候補者の指定をすると、指定がされた職員について、その支援プログラムにのっとった形でまず支援をして育成を図って、改善が見られれば当然ながら今回の条例の適用はなく済むわけですが、万が一改善が見られなかった場合につきまして、今回この条例を運用するという形になっていくもののご理解いただければと思います。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。第1条の3行目に「職員の意に反する」というふうな文言も出てきているわけですね。職員の意に反するというのは、例えば今、話がありました支援プログラムとか、通所プログラムとか、そういうふうなことも受けないというふうなことも出てくると思います。それから、先ほどですね、副町長からの説明がありましたが、これはわかりやすくはつきりしておりましたが、この条例の中にですね、「心身の故障等々」とあるわけですね。これはもう病休とか、休職というふうなことまで認められているわけですね。基本的に公務員は、でするので、それを超えた段階で適用されるわけですが、そういうふうなことがやはり運用規定とか、条件の中にきちっと明記されていなければ、非常に混乱を招いたり、働く者としてはどうなっているんだとやっぱり心配になってくるのが非常に大きくなってくると思うんですが、そういうふうな点についてはいかがなものなのかどうか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。そういうふうな運用の部分に関しましては、別にきちんと定めがございまして、その定めに従った形でこれまでも取り扱いしているところがございます。病休が続きますと、やはり90日で、さらに心身があれば180日というようなどころのですね、取り決めなんかもまた別な形できちんと定めがございまして、その定めに従い運用はさせていただいているところがございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。同じ疾病においても2年間は休むことが可能ですよね。そういうふうなことからいったときに、いわゆる病休でいって、休職をして、その後に支援プログラムの希望があれば受けられるというふうなことになると思いますが、そのことについてはいかがですか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。今回のこの改正、降級の部分の主なところはですね、先ほどご説明いたしましたように、人事評価の結果に基づいた勤務成績がよくない場合のことでございます。今心身の障害については、そこに該当するものではなく、それは手続上の中で規定には盛り込まれますけれども、今回はそこではなく、勤務成績がよくない場合の部分でこの支援プログラムを活用するということでご理解いただければと思います。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。勤務手当というふうなことが話されましたけれども、これは例えば期末手当等々はもう最初からそれに該当してきているわけですよね。そのようなことにすると、二重の負担になるというふうに考えられるわけですよね、その辺はどういうふうにお考えなのか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。人事評価の反映につきましては、今回のご提案しているような降級もあれば、昇級もあるということでの部分、あと、さらに勤勉手当、勤勉手当のほうへの反映という部分もございまして、これにつきましては、平成29年の6月期のボーナスからたしか反映はしているところがございますけれども、やはりこれは勤務の業績の上昇した職員に対してのですね、割合については一定程度の割合をですね、加算して支給するという、これも規定はございまして、その規定に従って支給しておるところでございますので、今回のこの昇級なり降級なりという部分とはまた別な切り離してですね、取り扱いしているところがございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。第3条（1）の中に「勤務成績がよくない」、勤務成績ですね、それから、下がっていった、第3条の2の中にも「勤務成績」とありますが、私が判断するところによれば、勤務成績というのはいわゆる出席、欠席、病休も含めた、そのようなことだと思います。というふうに解釈しておりますが、例えば何年前からですね、各自の年間の目標とか、個人のその課、その課における仕事の目標等々というふうなことを書き出させて、それを年間の各自のことにしているわけですが、話を戻すと、いわゆる休みについては法で定められていることがあるわけですが、そういうふうなことも含めると、この降級については非常に休みを目標というか、数字にして判断することは難しいと私は考えるんですが、いかがでございでしょうか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。これまでも今説明はしてきたと思いますが、あくまでこの勤務成績という部分に関しましては、人事評価の能力評価なり、業績評価に基づいた評価結果を反映させるものでございまして、例えば無断に休んだりとかという部分に関しましては、どちらかといいますと、職に適さない適格性を欠いたりする部分の判断になろうかなと思いますので、そういう部分はそういうところで運用させていただければということになります。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。そういう無断で休むというような職員が私はいないというふうな判断のもとに今話をしたわけですが、わかりました。

それで、もう一回確認しますが、勤務成績の成績というのは、具体的には数字とかなんかでなく、副町長は絶対評価なので、そういうふうなことはあらわれてはこないというふうな考え方なのか、どうなのかですね。

副町長（樋口 保君）はい、議長。先ほど私、絶対評価と申し上げましたが、それぞれ今やっている人事評価につきましては、先ほど議員おっしゃっていただいたように、自分の目標を立て、それに基づいて中間評価、間もなく始まります10月に一旦中間評価をいたしますが、中間評価をし、年度末に期末評価というのを自己評価とあわせて行います。自分ではここまで進んだ。それを評価者がどうだったかというのを判断いたします。そういった中で、その目標に達していないけれども、この職員は頑張ったというのも当然あると思うんですね。いろんな条件でそこまではいかなかったけれども頑張った。そういったところについてもきちんとプラス評価というのをもいたします。そういった形で職員一人一人が目標に対してどのぐらい取り組めたかということについて、人事評価の中でしていきます。それを5段階評価という形であらわしていくということでございます。

この人事評価、先ほど議員からお話のあった勤勉手当の成績率というものに反映させていただきますが、それは半期ごと、どのぐらいやれたかということについては、その人事評価、中間評価、期末評価の中で勤勉手当の率を評価をさせていただきますが、その評価というものが、5段階のうち、例えば私は今いない職員ですよ。私がいらない職員になっています。そういう職員はいないと思えますけれども、例えば評価の下の者が3期続いた、4期続いたとなると、それは1つはその職員の適格性、その職に対する仕事に対する適格性、そういったものがどうなのかということも我々今度は人事異動の中で判断をさせていただく、もう一つはやっぱり公務という仕事に対する適格性があるのかどうか、ここについては支援プログラムの中できちんと訓練をしていく、そういった中で我々評価をしていますので、私としては先ほど申し上げたように、職員一人一人の半期ごと、あるいは1年ごと、そういったどれだけ取り組んでこれたかということについては評価をするということになります。先ほど総務課長が申し上げましたように、無断欠勤ですとか、そういったところについてもきちんとその職員の考え方というか、公務員としての自覚というか、そういったところも相対的には含めてきますけれども、基本的には目標に対してどのぐらい頑張ってこれたかというところをしっかりと評価をしていくということになると思えます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。今のように事細かにですね、説明をしていただくと私もわかります。やはりこの条例の文言で気になるのは、「職員の意に反する」、それから「公平に判断して定める」、定める、または判断するのは一次評価者の副町長、教育長で二次評価者の町長だろうと思えます。このところでやっぱり意に反する、職員の意に反する場合について、委員会の設置とかですね、何とかというふうなことは考えているのかどうか。そのことについて伺います。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。先ほど来ご説明いたします支援プログラムの中で、まずそのプログラムを受けなくてはいけない職員をまず決定するのは、先ほどご説明いたしました分限懲戒審査会の意見を聞いた上で決定いたします。さらにプログラムを実施して、その結果、やはり改善が見られない場合について、そのままという形ではなく、やはり

職員分限懲戒審査会にですね、やはり最終的にはお諮りした上で、その意見を聞いた上での判断ということに手続上なっておるところご理解いただければと思います。（「わかりました」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

6番（岩佐秀一君）はい、議長。今、人事評価の説明、副町長から受けたんですけれども、第一次評価が教育長と副町長、第二次評価が町長ということでありまして、普通企業ですとですね、課がありますね、今うちにもね、したがって、段階的に評価しているんですね。ということは、当然、長である教育長とか、副町長は社員管理できていないと思うんです。現実問題としてね。そんな中で、企業ですと、課長は業務で確かにその部の担当ですけれども、通常係長ぐらいが人事管理をやっているわけですよ。人事管理をやるのは、係長がその課の職員を明確に点数化しているわけですね。業績とか、勤務成績、いろんなね。今5項目、通常5項目なんです。それが5項目が30点だごったら30点が総合的で、25点が通常だと、そういうふうな25点の総合で評価するんですけれども、これは内容はいいですけれども、今言ったのは、やはり職員が安心してね、仕事できる環境をつくるには、やはり班長が主事関係を把握すると、その主事関係のデータを班長がすると、班長が今度2人いればすり合わせして、課長がすると、課長が今度合ったら総務課長に集まっていたら全体的な点数化を評価するわけですね。それをできたら次が今言ったとおり、一次評価の教育長とか、副町長ね、そしてそれを今度最終的にすり合わせするのが町長なんですよね。だから、その辺をね、明確に職員の方に教えておかないと、やっぱり変わった目線になるわけですね。早く言えば総務関係の仕事している人と商工観光課やっている仕事違うわけですね。だから、目線が違いますから、全然違うわけですね。したがって、今言った一次評価の前に各担当の課長が集まっていたら、やっぱり公平性、だから適格性も出てきますから、その辺はどう考えているかお聞きします。

副町長（樋口 保君）はい、議長。先ほど私の答弁でちょっと皆さん方に誤解を与えた点があればおわびをしたいと思います。先ほど岩佐哲也議員からありましたのは、管理職の評価ということでありましたので、管理職については一次評価者、教育委員会については教育長になりますけれども、二次評価者ということです。

一般職員については、当然今秀一議員おっしゃったように、各課の中で課長なり、班長なりがきちんと評価をしてまいります。今おっしゃった趣旨に基づいてきちんと評価をしてまいります。それに基づいて最終的には私のところで最終評価者ということになり、班長についてはですね、班長については私のところで最終評価者になります。主事とか技師については、各課長が最終評価者になりますので、そういったきちんとその職員の仕事ぶりというものがみれる職位できちんと一次評価、二次評価、これは客観性を担保するための一次評価、二次評価になりますけれども、そういった評価をしているということでございます。

先ほどご答弁させていただいたのは、管理職、ここにいる職員についてということになります。そういったことで誤解を招いてしまいまして申しわけございませんでした。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。ちょっと補足だけさせていただきますけれども、今、副町長が回答したとおりの評価者と被評価者の関係でございます。

やはり人事評価導入したてのところはですね、評価者、つまりは各課長職のですね、評

価のやっぱり視点がですね、なかなかレベルが合わないという部分がありました。そういうことを改善するがために、今はグループ評価というものを実施しております。このグループ評価といいますのは、やはり班員、班員のほうの評価は二次評価が課長になるわけですが、それを最終的に決定する前に評価者である課長がグループで集まりまして、その評価の視点、レベルをお互いに確認し合うというところがございます。そのグループ評価を経た上で最終的に班員の評価が決定されるということで、今はそのような目線を合わせるような仕組みでもですね、取り入れて、評価される側でもですけども、評価する側のやはり育成にも今努めているところでございますので、ご理解いただければと思います。

6 番（岩佐秀一君）はい、議長。今、評価に関してはですね、理解できました。

あと、もう一件だけお聞きします。この評価するですね、期間、早く言えば上半期、4月から9月までの評価を12月のボーナスとか、いろんな影響すると思うんですけども、その評価をですね、職員の方、皆さんには周知されているのかどうか。ちょっとお聞きします。基準ですね。期間。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。人事評価につきましては、この制度導入するに当たりまして、手引書をお配りして、職員にはそのような評価の流れを説明いたしておりますし、毎年職員、新規採用職員もおりますので、改めての評価される側、あと新しく管理職になる者への評価する側への説明等ですね、して、その辺の周知徹底を図っているというふうに理解しているところでございます。

6 番（岩佐秀一君）はい、議長。この評価なんですけれども、そのデータをですね、長く持っていて、早く言えば、3年間は基準をつくるとかね、早く言えば、端的に言えば、ボーナス評価なんてよくあるんですけども、半年半年で上がっていくんですけども、下げる場合ありますね。結局。そういう場合ですね、単純に言えば、ボーナス査定ですと、最高30パーセントまでアップとかね、そういう場合、一挙に30パーセントから次の期間だめだったこつたらゼロになるんじゃないかと、25パーセントに下げて評価を見るだなんていうのあるんですけども、そういうふうな手法もやっているわけなんですか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。勤勉手当の反映だけに限ってご回答させていただければですね、例えば今回期中評価が9月末までの半年間の実績評価をさせていただいて、その評価結果については12月期の勤勉手当に反映するということになります。それは先ほどの昇級、昇格はですね、ある一定の継続した徴表が見られるという部分を確認して行うんですけども、勤勉手当の反映はその期ごとの成績率をですね、やはり運用して行うということで、スパンはその都度の評価が反映されるということでご理解いただければと思います。（「わかりました」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

4 番（岩佐孝子君）はい、議長。第3条、そして第4条のところに任命権者の関係も出ていますけれども、心身、特にですね、今心の病にかかってしまっている方々が非常に多いのかなというふうな、社会的にも、見受けられるんですけども、それはやはり人事異動等によるものが非常に多いのではないかと、そういうことから降格とかなんかという部分もちょっと考えるべきではないかということで、人事異動についての、その部分についてもこの評価、降格とかという部分も含まれたものとして捉えてよろしいのでしょうか。

議長（阿部 均君）どなたが答弁、回答いたしますか。岩佐議員さん、もう一度、制限ございませんから、もう一回、質問の趣旨もう一度、余り長くではなくて、これはこうなのかとあって、もしも今おっしゃったのは心身のね、いろいろな部分負った場合、どうなるのかということだと思いますので、はい、もう一度。総務課長よろしいですか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。今回まず条例には確かにこのような規定の部分がございませぬけれども、人事評価の際に心身の故障でお休みになっている方についてはですね、評価はできない、実質できないので、真ん中のB評価のまま一旦は評価しております。それが今後も人事異動までというところはなかなかそれをどうというところまでの回答までは申し上げることはちょっと、今はちょっとないものですが、そういうことでご理解いただければと思います。

議長（阿部 均君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。いろいろ聞いていますと、完璧な形でね、提起しているのかね、正直言うと皆さんは何回も検討しているから、いろいろ言われても詳しくね、申しわけないんだけどね、こういうね、重要な中身のものを提案するときね、この2枚だけで説明を終わらせようというのが、もうそもそも大きな間違いではないかということをあえて伝えておきます。はっきり言うとね、今質問なされた方は、仕事上結構経験しているからいろんなね、具体的な疑問等々が生まれてくるんだかわからないけれども、俺はそういう組織に入ったことがないから全然降格とか昇格とかという世界に入ったことがないからよくわからないんだけど、そもそもですよ、これまでの話をしている中で、人事評価をうんと強調してね、それが出発点なんだということなんだけれども、んで、人事評価の目的って何なのということなんだけれども、より効率的に効果的にね、上を目指すための制度なのではないかというふうにこれまでの皆さんの説明の中では理解してきたところなんです、なぜそこに降格、降格、この2、3、4というのがこれまでのやつに新たに加わるということなんだべ、改正の中身はね。あえて、しかも具体的にね、こういう表現で載せる必要があるのかどうか。だから、通常の中でそういったマイナスというかね、言うこと聞かない人とか、適格性を欠く場合とかというのは俺たちね、ちょっとその適格性の中身というのがね、伝わってこないのよな。だから、決める人どういうふうな形で決めるのかとうんと不安な点があると思うからこれまでの質問の中で出てきていると思うんだけど、皆さんはずっとそういう細かくそういう資料を持って、それに一つ一つチェックして行って、それをどういうふうにして出すんだかわからないけれども、私はちょっとね、ここの中身の中ではちょっと伝わってこないのね。ちょっとかわいそうなね、表現は悪いんだけど、結局仕事さぼったりなんだりとかね、こういう人たちもなかなか通常の教育では教育し切れなくて、こういうことを明確に示して、本当に表現は悪いんだけど、おどしに使うとかね、というようなことでこういったものを明確に示してやろうとしているのかなと。今までの話を聞けば、何もこうね、明確にしなくても人事評価の中で上を目指して行ってやりようによってはそういう人たちを論ずるか、何ていうんだい、適格性を欠く人にはちゃんとそうはさせないような、そいなぐして皆さんやっている。そのために管理職がいて、何がいてというね、職制があると思うんだけど、その辺の総括というかね、結局そういうこと、何ぼそいなぐやってもできないからこういうのを明確にしてね、そして職員に示して、まともに稼いでもらうということで明確にしたのかどうかね。これは

通常、全体の奉仕者、先ほど言ったようにね、地方公務員として入ってくるとき宣誓して入ってくるんで、全体の奉仕者、公務労働とね、先ほど、で、我々と違うんだから皆さん、公務員というのはね、我々と違って、民間とね。ちゃんとそういうふうな公務労働というのはちゃんと理解して、そしてそれを宣誓して入ってきている優秀な人たちなんだ。そういう人たちにね、何で、俺は言って聞かせればわかるような人たちだと思うんだ。俺たちみたく何ぼ言ったってわからない人も一般にはね、一般にはって俺のこと言っているんだからな。という人がいる場合にはこういうね、規定をきちっとしてその対応していかなくちゃいけないのかということもあるかと思うんだけど、皆さんは非常に優秀なちゃんと試験を通過して、そして公務労働、そういう労働をちゃんと自覚して、そういう決まりの中で全体の奉仕者として我々に、尽くすんじゃないな、それを仕事として我々と向かい合うという皆さんにね、何でこういうのを改めて新たにつけ加えなくてないのかというのを非常に私は疑問の残るところなんです。意見表明で、私はね、これがなくても、逆に言うとこれを見たらやっぱり、これまでの質疑の中でね、やっぱり不安なのは、やっぱりこういうことに職員を拘束するものと、自由に伸び伸びと仕事ができない環境をつくってしまうのではないかという不安、懸念があって今言っているんだけど、その辺の思い、考えというのはどうなんでしょうか。俺は改めてつくる…、これまでの状況の中でも、環境の中でも、あるいは制度の中でもこの中身についてはね、俺はできる。そもそも皆さんの世界で適格性を欠くというのがね、というのはあり得ない世界ではないかというふうに我々は思っているんだけど、その辺も含めてもし私の質問に答えられれば。

町 長（齋藤俊夫君）今、議員から本当に原理原則的なですね、お話がございましたけれども、ご案内のとおり、社会全体が民間、そして公務というですね、大きく大別されるわけがございますけれども、これまでの歴史の積み重ねの中で、公務員に期待される全体の奉仕者としてのですね、そしてまたそれを自覚した宣誓に始まる勤務ということがございますけれども、実態として社会環境が変わる中でですね、よく言われるのは、民間と公務の世界のいろんな意味でのバランス、均衡、公平といいますかね、そういうところがずっと言われてきているわけございまして、地方公務員法なり、いろんな公務員を取り巻く諸規定で基本的には運用をされてきておりますけれども、そういうものがやはり民間との人事評価なり、余りよろしくない不祥事の関係でのどういうふうに対処すべきなのかといったですね、対処の方法、いわゆる懲戒処分等とのですね、その辺はやはり限りなく明確にすべきであろうという大きな時代の流れがあるんだろうというふうに思います。そういう中で、これまで一定の制度を設けて運用してきておりますけれども、そういう中でまた新たに人事評価制度というものもより具体的に運用をしましょうという流れにもなっているわけございますので、そういう中で足らざる部分についての制度を補完するというふうな私は意味合いもあるのかなというふうに思います。先ほど来、いろいろイメージ的なご心配もありましたけれども、お配りの新旧対照表のですね、旧2条、新のほうの5条、省略というふうになっていますけれども、既に今回お示しの降級という部分は、以前はございませんでしたけれども、以前にはもう既に降任とか免職という降級よりも非常に厳しいものが既に明記されているわけがございますよね。それにある意味段階で言えば、その下の降級なりというものを先ほど来から申し上げているようにいろいろ問題を検討してきた中でこの辺までやはり規定をしておかないと制度全

体のバランスといいますか、いろんなケースを想定した場合については、こういうものをしっかり明記しておかないとですね、なかなか具体の制度の運用が難しくなると、そういうふうな側面も加味した今回の条例の提案になっているというふうにご理解いただければですね、ありがたいかなというふうに思うわけでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今ね、既に降任とかというのは、休職とかね、これまでも出ているんだというのなんだけれども、そのほかの懲戒とかなんていろいろ服務に関するとかね、そういう規則とか、職務に関するどうのこうのというね、そこで十分ねその人たち、もしそういううまくない人からすれば、職務に関するでちゃんとした仕事していないからということ、それを明らかにしていくのがあるから、そこで逆にこっちのほうは具体的な何ていうんだ、懲戒というか、いろいろ明確に載せているんだ。そういう部分ではね。すると、これはあくまでも手続というかね、そこにあえて、しかも今、町長言った降格というのは、その降格の説明も実は皆さん知っているかわからないけれども、降格というのはがちり下げるといふこととかね、そういう説明がないから、勝手に判断するんだけれども、降格と、あと何だ、あともう一つ、号、降号というのが明らかにね、明確に下げると、降格というのは失格だから課長を班長にするとかということなの、そういう説明ないから、号のほうだったならば給料下がるというのはわかるんだけれども、理解できるんだけれども、具体的な、これは具体的な引き下げ、格下げというか、給料も下がる、号も下がる、号が下がれば給料も下がるというかね、そういう。そして、これは降級というか、降級に下ればね、次の段階、懲戒とかなんかは分限とまさに何カ月ね、10パーセント引くとか、5パーセント引くとかという形で明確なんだけど、この場合はこいず決まってしまうと20万もらっていたのが15万になるとかというふうな理解、これまでの説明の中ではそういうふうな私の頭では受け取るんだけれども、具体的なこれを決めるとね、そういう、それを決めるのは皆さんが決めると、ちゃんとした手続をとってやるんだらうけれども、その辺の世界もよくね、伝わってはこないんだけれども、となると、こういうふうにして具体的に決めるとなるとかなり恐怖社会になるのかなと、職場の中でね。あと、人が人を評価するわけだから、人間関係がどうなのかね、さっき言った課長が班長を評価する、課員を評価するということになるだらうけれども、すると人間関係がね、どうなるのかね、上げられた人はありがとさん、ありがとさんと言うんだけど、下げられた人はね、どう思うのか。チーム山元が崩れてしまうのではないかという心配も、こいなぐ明確にするとね、その辺、そもそもは人事評価というのは盛り上げるというかね、前に進む、そういった意味での人事評価制度ということであるとするならば、逆に言うとかいいうことを明確にするとね、本当に輪が乱れてしまうんじゃないのかという心配もあるんですけども、その辺いかがでしょうか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。まず、説明不足な部分がありましたので、ちょっと補足いたしますが、降任という、そもそもの条例の中にあつた降任は、例えば課長からその下の役職に下がる、そういうものが降任ですね。今回ご提示しております降級の中の降格、降格は例えば3級の何号俸というのが2級のほうに下がる、あと降号は同じ3級の中で20号俸もらっていた者が別な号になるというようなご理解いただければと思います。

一旦そこでそのようになった職員がですね、その後の業務実績に基づいて当然ながら昇級なり、昇格という部分もですね、当然あるのかなというふうな理解ではあります。

あと、最終的には今回この人事評価を運用してというところで考えておるところでござ

ございますけれども、やはりこの人事管理の基礎とする部分と、あとは最終的には住民サービスの向上の土台づくり、やっぱり職員の全体のレベルアップというものが目的になんだろうなということも私も理解するところでございます。その中で組織全体の士気高揚を上げるという中では議員おっしゃるとおり、全体の業績上がった職員に対してはそのような処遇の部分、ただ、やはり全体的な士気高揚という部分に関しましては、やはり職員全体が同じ目線でいくにはやはりどうしても改善必要だなという職員には頑張ってもらおうということもですね、やはり必要な部分でございますので、今回この部分だけがちょっと条例に入ってますね、分限の中に降級が入ってしまうのがちょっと目についてしまいますけれども、決してそうではなく、士気高揚のためには上げる部分は当然上げた中でどうしてもという部分が必要な部分はこの地方公務員法がですね、定まって、この人事評価制度というものが導入された以降、国のほうもですね、これは地方公務員ではないですけども、このような降級の考えに基づいて進めているというところもございまして、私どものほうも今回人事評価制度を導入したこの目的に沿った形で進めさせていただいたということをご理解いただければと思います。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。今の説明を聞いてもね、明確にする必要はないんでないかなというふうに思うんですけども、その前に確認なんだけれども、今言った級、号が下がるということは、基本給が下がるという受けとめでいいんだよな。基本給だよな。そういう意味ではね。な、すると、ボーナスにも影響出てくる。かなり職員に、これを受けた職員というのはかなりの何ていうかね、ショックというかね、それを受けるぐらいのことをやったからそういうお仕置きということになるだべげんとも、ただ、ということだと、やっぱり職員も戦々恐々の中で仕事をしなくてない、あるいはそうしないために、マイナスにいかないためにこいずもやんなくてない、ほかの人より先にこいずやんなくてないとかね、使わなくてもいい頭を使って、そしてさっきあった心身というかね、のところにね、向かっていくのかなというようなこともちょっと想定されるのかなというふうな心配、懸念を、どうしても消えませんが、これはね。でもね、こういうことをやってほかのところでもやっているということだべがら、それらのいい例も見ながら、やっぱり慎重にこの部分についてはね、絶対そういうというかね、慎重に運用して、本当に全体のプラスになる人事評価というかね、というところで力を入れてやるべきだと、そして絶対ここで問題を、このことでの問題を起こしてはだめだということをお知らせいたします。

議長（阿部 均君）回答はよろしいですね。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第47号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時25分といたします。

午前11時12分 休憩

午前11時25分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第3. 議案第48号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第48号山元町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

お手元に配布しております配布資料No. 6、条例議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、人口減少等に伴う団員定数の見直し及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

1の、改正内容でございますが、1つ目は、団員定数の見直しであります。

第2条に規定しております現行350人の団員定数を現状の6分団、19班体制に見合った300人に改めるものであります。

2つ目は、欠格条項等の見直しであります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布されたことにより、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう見直しを行う必要があることから、欠格条項を定める第4条の規定から「成年被後見人、または被保佐人」を削除するとともに、文言の整理を行うものであります。

2の、施行期日でございますが、公布の日とするものでございます。

以上、議案第48号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第48号山元町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に

関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第48号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第4. 議案第49号を議題とします。

本案について説明を求めます。

町民生活課長（大和田紀子君）はい、議長。それでは、議案第49号山元町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、配布資料 No. 7 でご説明申し上げますので、お手元にご準備ください。

提案理由ですが、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものでございます。

1の改正内容です。住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となったことから、印鑑登録することができない印鑑についても変更するものでございます。

改正前ですが、登録できない印鑑について、住民基本台帳に記録されている氏名、氏名、もしくは通称、または氏名、もしくは通称の一部を組み合わせたものであらわしていないものですが、改正後につきましては、住民基本台帳に記録されている氏名、氏名、旧氏、もしくは通称、または氏名、旧氏、もしくは通称の一部を組み合わせたものであらわしていないものとなり、旧氏での印鑑登録が可能となります。

用語についてですが、四角で囲んだ部分をご覧ください。

旧氏については、そのものが過去に使用していた氏であって、その者に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載、または記録されているものであり、一般的にいう旧姓でございます。

通称については、外国人住民の氏名以外の呼称で会って、国内における社会生活上通用していること、その他の事由により居住関係の交渉のために住民票に記載することが必要であると認められるものでございます。

具体的に申し上げますと、婚姻や養子縁組等により氏、つまり名字が変更になった場合でも本人の希望により必要書類を添付の上、届け出すことによって住民票やマイナンバーカードの氏名欄に現在の氏、続いて括弧書きで括弧内に旧氏での表記が可能となり、あわせて印鑑登録についても旧氏でも登録が可能となるものでございます。

2の施行期日ですが、令和元年11月5日となります。

以上が議案第49号の概要となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第49号山元町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第49号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第5. 議案第50号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第50号山元町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の配布資料 No. 8、条例議案の概要によりご説明をいたしますので、あわせてお手元にご準備いただきますようお願いいたします。

提案理由についてですが、障害者医療費助成に関する対象障害種別の拡大等に伴い所要の改正を行うため提案するものでございます。

主な改正内容についてですが、障害者医療費助成の対象となる障害の種別については、従来までは身体障害と知的障害のみを対象とし、医療費の助成を行ってまいりました。県要綱の改正に伴い、条例名及び令和元年10月1日からの診療分については、精神障害についても医療費助成の対象として1級の精神障害者福祉手帳の交付を受けている者に対し助成枠の拡大を行うものでございます。

今回新たに対象となる医療費助成対象障害の種別の区分としまして、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第3項に定める1級に該当する者が助成対象と拡大になるものでございます。

なお、施行期日等についてですが、10月1日から施行とし、10月1日以降、同日以降ですね、の診療にかかる医療費から適用するものでございます。

以上、議案第50号についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

4番岩佐孝子君の質疑を許します。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。枠拡大ということは非常によいことだと思うんですけども、該当者ということでは何人ぐらい該当する予定でしょうか。該当見込みでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。こちらのほうで助成枠拡大になる対象者としては、20名弱を想定してございます。

以上でございます。

議長（阿部 均君）よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第50号山元町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第6．議案第51号、日程第7．議案第52号の2件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。それでは、議案第51号山元町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例及び議案第52号山元町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

両議案とも10月1日から開始されます幼児教育・保育の無償化に関する条例改正となっております。

まず初めに、議案第51号山元町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

お手元に配布資料 No. 9 をご準備願います。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うものでございます。

1の改正内容でございますが、第2条中、支給認定保護者の支給の部分を法律の改正によりまして「教育保育給付」という用語に改めるものでございます。

改正内容は以上となりますが、参考までにこの条例第2条は保育料の利用者負担額、いわゆる保育料を定めている規定ですが、具体的保育料の金額については、この第2条の一番下の行に「規則で定める」と規定しております。そのため今回の無償化の対象となっている保育所の3歳児から5歳児の全ての子供たちとゼロ歳児から2歳児の非課税世帯に係る保育料をですね、無料とする改正につきましては、規則のほうで改正の対応を行っております。

2番の施行期日でございますが、令和元年10月1日とするものでございます。

続きまして、議案第52号山元町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

お手元に配布資料 No. 10 をご準備願います。

提案理由につきましては、議案第51号と同様、子ども・子育て支援法の一部を改正

する法律の施行に伴い所要の改正を行うものであります。

1の改正内容でございますが、1点目は子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、定義として引用している用語を改めるものでございます。具体には「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」にそれぞれ改正しております。

次に、2点目は、第3条から第11条まで及び第14条から第52条までにおいても法律の改正に伴いまして、引用している文言等をそれぞれ改めるものでございます。

最後に、3点目、保育所の副食費、いわゆる給食のおかず代やおやつ代の免除規程を追加するものであり、年収360万円未満相当の世帯の子供及び第3子以降の子供を対象にしております。これはですね、給食のおかず代やおやつ代は今回の保育料の無償化の対象となっておりますが、低所得者等の……、済みません、戻ります。今回の保育料無償化の対象外と、対象外となっておりますが、低所得者等の負担軽減の観点から新たに免除規程を追加するものでございます。

2の施行期日でございますが、令和元年10月1日とするものでございます。

以上、議案第51号と議案第52号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。議案第何号と明示の上、質疑をお願いいたします。—— 質疑はありませんか。

4番岩佐孝子君の質疑を許します。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。まずは第51号についてお尋ねします。

今までですと、保育料支給というようなことで、申請がなくても行われていた部分が今度は改正になりますと、教育という部分も入ってきたからなんでしょうけれども、給付というふうなことは本人申請になるわけなんですよね。そこで住民からすれば制度の後退になるのではないかというふうに思われるんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。まず、保育所につきましては、改めて保育所の保護者から申請書の提出とか、手続が必要とかということはございませんので、既に出されている給付認定の書類の中で手続ができるよう、事務の軽減化が国のほうで図っていただいております。

また、私立の幼稚園につきましては、こちらのほうは書類の提出が必要となっておりますが、夏休み前の段階においても既に保護者のほうからは書類の提出をいただいておりますので、無償化につきましては事務手続を現在進めているところでございます。

以上です。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。今年度はそのような形で手続を進めているということなんですが、これは毎年していかなきゃならないことだと思うので、事務の煩雑化にはつながらないでしょうか。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。保育所の入所の際もですね、毎年入所募集の書類提出はいただいておりますので、それと同じタイミングでこちらのほうの無償の手続もすることになりますので、さほど保護者のほうにご面倒をかけるということにはならないかと考えております。

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑はありませんか。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。確認といたしますか、教えていただきたいんですが、第51号に関してですが、現状とこの改変後の支給者数はどんなふうになるのかね、現状と今後、それは変わらないのか、変わるのかという部分をちょっと。対象者数の変化があるのかどうか。3歳から5歳は全体でゼロ歳から2歳はいわゆる非課税といたしますかね、低所得者というふうなお話、人数、現在何人いて、それが変わらないとかというのがどう変わるのかというその辺の数字。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。今回保育所につきましては、無償化の対象が年齢でいうと3歳、4歳、5歳、これは大体100名弱おりますが、無償化に伴って特に人数の変更とかは今のところございません。

あと、ゼロ、1、2歳につきまして無償化の対象となるのは、住民税の非課税世帯を対象にしておりますが、現在所得の状況等の確認を行っておりますので、対象者がどれぐらいいるかというのはこれからということになります。

以上です。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。そうしますと、費用増というか、それはどれぐらいを見込んであるのか。人数が出ないと出ないのかな。把握してるんでしょう。大体どれぐらい増額になりそうだと。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。費用増というと、町の負担。（「これに対する、負担はその次に質問します」の声あり）

議長（阿部 均君）質問の趣旨がちょっと理解できなければ再度、もう一度、もう一回、はい。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。いわゆる100名の分が今無償化で支払っていると、いずれ国からあれなんでしょうけれども、その関係が今度ゼロ歳から2歳がいわゆる非課税対象の数がわからないというんだけど、それが何人ぐらいいて、その分は新たにプラスがこれぐらいの分を町として補助しなければならないという費用になるのかと。

その次の質問は、その財源は恐らく10パーセントの消費税アップに対する国の方針なので、全額その分は国から補助されると思うんだけど、その辺の話を最後は聞きたくたんですけども、そのためにどういう金額なのかと、恐らく町も持ち出しはないんだろうということが最後あれなんです、その辺の状況。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。済みません。ゼロ、1、2歳のちょっと非課税世帯がどれだけというのは、現時点ではちょっと数字としてはまだつかんでございません。

それから、町の財政負担につきましては、今年度については無償化部分、半年分になります、全額国のほうでということになります。2年目以降につきましては、この無償化部分ですけれども、国のほうが2分の1、県が4分の1、町が4分の1というような負担割合になっております。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。同じように第52号ではどうなんですか。人数と総額費用、どれだけの新たな発生するのかね。これも国から来るんだろうと思うんですが、一応、全体を把握するためにね、質問させてもらっているんですが、いかがでしょうか。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。第52号ではですね、保育所の副食費の関係だと思っております、こちら年収360万円未満の相当の世帯の子供たちということで、こちらのほうも現在収入の状況を確認しておりますので、具体的な数字はこれからということになっております。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。同じようにこれも全額増額した分は国が補助という形で理解していてよろしいんですね。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。この副食費のほうもですね、今年度は国のほうが全額、今年度半年分は全額と、2年度以降は先ほどの保育料と同様の考えとなっております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。5 2号の、今質問のありました保育所の副食費のことですが、現在ですね、約、保育所は180人ぐらいいると思いますが、アとイの適用を受ける人数というのは大体どれぐらい人数がいるのか。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。お答えいたします。

保育所の給食費の年収360万円未満相当の世帯の子供たちについては、今現在世帯の収入を確認している最中でございますので、まだ具体の人数を把握してございません。以上でございます。

議長（阿部 均君）先ほどは大変失礼しました。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。議長も大変お疲れのようでございますので構いません。

イの第3子についてはいかがですか。これも把握はしていないんですか。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。同じくイの第3子以降もですね、今精査中でございますので、まだ具体の人数は把握していません。今月中、しっかりとこの辺は準備を進めてまいりたいと考えております。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。これまで一般質問でこのことについてというか、副食費、それから給食費のことについて、第3子じゃなくて、第1子から考えることはどうだというふうなことを提案してきましたが、出生率から見たらですね、この第3子でこの適用を受ける子供というのは非常に少ないと私は思うんですね。子供のことを考えたり、「子育てするなら山元町」というふうな大テーマを掲げているのですから、私は今回あたりはこれまでステップを踏んでとか、一挙にというふうな町長のお答えを聞いてきたので、この辺が少し緩和されるのかなというふうな密かな期待をしておったんですが、残念ながら第3子というふうなことでしたが、町長はこの辺、抜本的にですね、この際、第1子から出そうとか、そういうふうなお考えは反映されていなかったんですが、将来的にどうでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご案内のように、「子育てするなら山元町」という大きなスローガンを掲げてステップアップ、この施策のステップアップをしているところでございますので、そういう中で、今後一つの検討課題というふうになるのかなというふうに思っております。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。今回教育・保育給付認定等々ということで、保育所だけでなく教育という言葉も入ってきていますので、小学校、中学校の給食費、補助でも全額でも他市町村ではもうそういうふうなところがどんどん出てきておりますので、大きな将来を見据えて、検討するようにぜひお願いしたいというふうに考えて、答えはおりません。そんなふうな方向で検討いただきたいと思います。

議長（阿部 均君）ただ、今のですね、5 番の質問、教育というのは、これは幼稚園を指しているんだと思いますので、保育と、今小学校まで入っていますので、その辺について推進課長。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。議案第52号のですね、山元町特定教育の「教育」の部分は、幼稚園教育の部分でございます。保育というのは保育所ということになっております。

以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。保育所の副食費の関係ですけれども、360万円未満というふうになっているんですけれども、2人で働いていると360万を超える家庭もあると思うんですけれども、その辺を480とか、600とかというふうにするというふうなことの考えはないでしょうか。町長。

議長（阿部 均君）これはたしか制度上の問題だと思いますので。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。今回の副食費の免除基準の年収360万円未満相当の世帯というのは、全国的に国のスキームにのっとって同じ基準として設定したものでございますので、ご理解いただきたくお願いいたします。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。国の制度というのはわかるんですけれども、「子育てするなら」ということで、先ほど伊藤貞悦議員からも出ましたけれども、360万ではなくて、町独自の先進的な事例をというふうなことから考えればその辺について、町長の考えを確認したいと思います。

町長（齋藤俊夫君）先ほども伊藤議員からお尋ねがあったような趣旨でございますけれども、先ほどのお答えと同じようにですね、やはりステップアップしながら細部の充実に努めてきたわけでございますので、いろんな分野といいますか、いろんな関係の中でどういうところにどこまで次代を担う子供たちに対する支援をですね、すべきなのはこれはワーキンググループを中心とした中でいろいろと検討してまいりたいというふうに思います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。前向きな検討をぜひお願いしたいと思います。追従するのではなくて、山元発信ということも概念に、頭の中に入れながら突き進んでいただければというふうに思います。そしてまた、幼稚園の預かり保育なんですけれども、現在何人ぐらいなのか、そしてその人数とですね、まずは人数、該当見込み数も教えてください。

議長（阿部 均君）わかりますか。わかりました。もしもですね、その実態を把握しているのであれば、まず推進課長。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。私立の幼稚園、本町に2つございますが、そちらのほうの預かり保育の人数については今現在把握してございません。

以上でございます。

議長（阿部 均君）よろしいですか。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。52号の関係ですが、幼稚園の該当者数ですね、その部分についても把握はしていませんか。手続的な部分、先ほど幼稚園からも書類はいただいているというふうなことでしたけれども、その人数も把握していないということですのでよろしいんでしょうか。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。お答えいたします。

町内には2つの私立幼稚園がありますが、両園合わせて3、4、5歳児が120名ちょっとというような人数になってございます。

以上でございます。

議長（阿部 均君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。副食費の関係なんですけど、年収360万、先ほども出しましたが、これは今共働き、一家単位というのは従来どおりなんですか。対象として。じいちゃん、ばあちゃんの収入もこの中に入るという。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。副食費の免除基準の360万円というのは、世帯の収入の形で判断するとなっております。

以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、山元町の場合、かなり対象者は狭められるのかなというふうな、今出ていないというからね、というのが考えられるところなんですけど、先ほど国との絡みでね、年収360万という数字を規定したと、示したということなんですけど、国は副食費に関しての対策対象というのはあるんでしょうか。という中でこの施策なんですか。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。そうです。副食費についてもですね、国の財政支援はございます。保育料の免除と同様に、先ほど申し上げたとおり国の財政支援はあるということでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、年収360万未満のということから国もそういうふうになっているから360万という数字が生まれているということなのね。そのことについてはわかりました。そういうふうになっているということがわかりましたという。私の理解でね、何か副食費については有料というのが一般的だというね、新たにこう。

そして、これまでのお話では、しかしながら山元町ではご飯代は、こいつはおかずとあれだからな、従来どおりかなという理解をしたんだけど、だから常任委員会でも何回も確認しているんだけど、本当にゼロになるのかということを確認しているんだけど、ゼロになりますと、この対象のことはね、そういう確認でいい、これはいいことだから別にいいやつなんだよ、もっとね、本当は対象をね、額を上げろというのは今後の戦いというか、今後のね、課題、我々も課題、そっちも課題だと思うんだけど、そういう理解でいいのね。はい、わかりました。

議長（阿部 均君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから議案第51号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第51号山元町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第52号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第52号山元町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第52号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時20分といたします。

午後0時05分 休憩

午後1時20分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第8. 議案第53号を議題といたします。

本案について説明を求めます。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。それでは、議案第53号山元町水産業共同利用施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

説明に当たりまして、お手元に配布されております第3回議会定例会配布資料ナンバー11、議案の概要にてご説明申し上げますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、提案理由でございますが、現在磯浜漁港の西側に整備中の漁具倉庫が10月に完成する見込みとなったことから、山元町水産物共同利用施設山元町第2共同利用漁具倉庫としての設置に伴い、所要の改正を行うため提案するものでございます。

1、提案の内容でございますが、本条例第2条第2項に規定する既存の漁具倉庫の名称を山元町第1共同利用漁具倉庫に改め、加えて新たな漁具倉庫の名称及び位置並びに使用料を記載のとおり追加するものでございます。

なお、2枚目に第2共同利用漁具倉庫の位置関係を示す図面を添付しておりますので、ご確認いただければというふうに考えております。

2の施行期日でございますが、公布の日からとするものでございます。

以上で議案第53号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第 5 3 号山元町水産業共同利用施設設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第 5 3 号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第 9．報告第 9 号、日程第 1 0．報告第 1 0 号を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

報告 9 号については、企画財政課長大内貴博君、報告願います。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。それでは、報告第 9 号平成 3 0 年度決算山元町健全化判断比率についてご説明いたします。

こちらにつきましては、地方公共団体財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定によりまして、監査委員の審査に付し、その意見をいただいた上で議会に報告することとされております。

1 枚おめくり願います。

資料に基づきまして順次ご説明申し上げます。

まず、実質赤字比率でございます。実質赤字比率とは、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものとなっております、今回は赤字決算ではなく黒字決算となりましたことから、バー表示となっております。

資料の 4 枚目にあります監査委員の審査意見書に具体的な数値の記載がありますが、マイナス 1 8． 5 パーセントとなっております。

戻りまして、次に、連結実質赤字比率でございます。連結実質赤字比率とは、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものとなっております、本町の場合は水道事業会計と下水道事業会計の数字を合算することになります。合算後においても黒字決算となりましたことから、バー表示となっております。こちらについても資料 4 枚目に具体的な数値の記載がありますが、マイナス 3 3． 3 3 パーセントとなっております。

次に、実質公債費比率でございます。実質公債費比率は、借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものとなっております、標準財政規模に対する元利償還金等、いわゆる公債費の割合がどの程度かというものでございます。具体的な数字といたしましては、1 0． 6 パーセントとなっており、標準財政規模の 1 0． 6 パーセント程度をいわゆる借金の返済に充てているということになります。

最後に、将来負担比率でございます。将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものとなっております、将来的に本町が負担する、

いわゆる負債の額が標準財政規模に対してどの程度かというものでございますが、各基金等に資金もありますので、今回の将来負担比率につきましては、バー表示となっております。具体的な数字といたしましては、マイナス178.6パーセントとなっております。

本町においては、いずれの指標も法で定める早期健全化基準及び財政再生基準を下回っておりまして、数字上は財政状況は健全な状態であると考えております。

説明は以上でございます。

議長（阿部 均君）報告第10号については、上下水道事業所長大橋邦夫君、報告願います。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、報告第10号平成30年度決算山元町公営企業資金不足比率についてご説明申し上げます。

こちらは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づき、平成30年度山元町の公営企業資金不足比率を、別紙、監査委員の意見書をつけて議会に報告するものでございます。

1枚おめくりください。

水道事業会計、下水道事業会計におきまして、経営指標等を判断するために資金不足比率を算出しております。結果、いずれの企業会計においても資金不足が生じておりませんので、バー表示となっております。

補足説明いたします。水道事業会計、下水道事業会計、それぞれにおいて未払い金などの流動負債合計額に対し、こちら現金預金等の流動資産額の合計額が上回っているため、資金に不足が生じておりません。こちらは、平成26年度から地方公営企業法が改正され、両会計ともただし書きの方法により算出しているものでございます。

以上、報告といたします。よろしくご審議お願いいたします。

議長（阿部 均君）これに対し、代表監査委員から審査結果の報告を求めます。代表監査委員淀川 昭君、登壇願います。

代表監査委員（淀川 昭君）はい、議長。それでは、私から報告第9号平成30年度決算山元町健全化判断比率、報告第10号平成30年度決算山元町公営企業資金不足比率について審査を終了し、去る8月21日に町長へ意見書を提出しておりますので、令和元年第3回山元町議会定例会におきましてご報告申し上げます。

この健全化判断比率審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和元年8月2日に実施いたしました。

審査の結果であります。審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別基準との比較でございますが、平成30年度の実質赤字比率、連結実施赤字比率とも実質収支が黒字であるため、実質赤字額がなく、早期健全化基準をそれぞれ大幅に下回っており、良好な状態を示しておりました。

実質公債費比率であります。前年度より1.5パーセント低い10.6パーセントとなっております。早期健全化基準の25パーセントを大きく下回っており、良好な状態であります。

将来負担比率につきましても、マイナス178.6パーセントとなっており、早期健全化基準の350パーセントを大きく下回っており、良好な状態であります。

特に指摘する事項はございませんが、その要因として東日本大震災に伴うものも認められますので、なお一層の努力をしていただきたいと思います。

続きまして、公営企業資金不足比率審査については、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和元年7月25日に実施いたしました。審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。平成30年度山元町上下水道事業会計については、資金不足はなく、資金不足比率は発生しておりません。したがって、早期健全化基準の20パーセントと比較しますと、良好な状態にあると認められます。

特に指摘する事項はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議長（阿部 均君）これで審査結果の報告を終わります。

議長（阿部 均君）これから報告第9号、第10号に対する質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

報告第9号平成30年度決算山元町健全化判断比率について及び報告第10号平成30年度決算山元町公営企業資金不足比率についての報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第11. 認定第1号から、日程第16. 認定第6号までの6件を一括議題といたします。

これから本案について説明を求めます。

認定第1号から認定第4号までの4件については会計管理者大和田紀子君、認定第5号、認定第6号については上下水道事業所長大橋邦夫君、認定第1号から認定第6号までの説明に対し、代表監査委員から決算審査結果の報告を求めます。代表監査委員淀川昭君、登壇願います。

基。会計管理者の説明でございます。抜けておりましたので、申しわけございません。まず、もう一度、基でやり直します。

認定第1号から認定第4号までの4件については会計管理者大和田紀子君から説明を求めます。

会計管理者（大和田紀子君）はい、議長。それでは、認定第1号から認定第4号までの各種会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

認定第1号から認定第4号の各種会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定を求めるところでございます。

初めに、認定第1号平成30年度山元町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。

1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入決算額194億1,974万5,192円、歳出決算額172億4,739万2,337円、歳入歳出差し引き額21億7,235万2,855円、繰越明許費繰り越し額と事故繰越繰り越し額として翌年度へ繰り越すべき財源14億3,203万2,73

4円を控除いたしますと、実質収支額7億4,032万121円となりました。このうち、4億円を地方自治法第233条の2の規定により基金へ積み立て、残金3億4,032万121円は令和元年度へ繰り越すことにいたしました。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページにつきましては、実質収支に関する調書となっております。内容については記載のとおりでございます。一般会計の歳入歳出決算事項別明細書につきましては、3ページから12ページまでとなっております。3ページから8ページにつきましては歳入、9ページから12ページにつきましては歳出となっております。詳細の中身につきましては割愛させていただきます。

続きまして、認定第2号平成30年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入決算額19億1,330万48円、歳出決算額18億6,276万8,847円、歳入歳出差し引き額5,053万1,201円、実質収支額も同額であります。このうち2,600万円を地方自治法の規定により基金へ積み立て、残金は令和元年度へ繰り越すことにいたしました。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。内容につきましては記載のとおりとなっております。国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算事項別明細書につきましては、3ページ、4ページが歳入、5ページ、6ページにつきましては歳出となっております。詳細につきましては割愛させていただきます。

続きまして、認定第3号平成30年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入決算額1億6,324万9,968円、歳出決算額1億6,130万5,160円、歳入歳出差し引き額194万4,808円、実質収支額も同額でありまして、同額を令和元年度へ繰り越すことにいたしました。

2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページにつきましては、実質収支に関する調書でございます。内容につきましては記載のとおりです。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきましては、3ページ、4ページが歳入、5ページ、6ページにつきましては歳出となっております。詳細の内容につきましては割愛させていただきます。

続きまして、認定第4号平成30年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入決算額14億422万8,446円、歳出決算額13億1,527万4,222円、歳入歳出差し引き額8,895万4,224円、実質収支額も同額であります。このうち4,500万円を地方自治法の規定により基金へ積み立て、残金は令和元年度へ繰り越すことにいたしました。

2ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書となっております。内容につきましては記載のとおりでござ

います。歳入歳出決算事項別明細書につきましては、3ページ、4ページが歳入、5ページ、6ページにつきましては歳出となっております。詳細の説明につきましては割愛させていただきます。

以上、認定第1号から認定第4号までの各種会計決算についてご説明をさせていただきました。よろしくご審査をいただき、ご認定賜りますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（阿部 均君）認定第5号、認定第6号については、上下水道事業所長大橋邦夫君から説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、認定第5号平成30年度山元町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度山元町水道事業会計決算を、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の概要からご説明申し上げます。

収入につきまして、区分の欄、第1款水道事業費の決算額……、失礼いたしました。収入につきまして、区分の欄、第1款水道事業収益の決算額4億5,581万196円であります。支出につきましては、第1款水道事業費の決算額3億9,805万5,886円であります。収益的収入から支出の差し引き額は5,775万4,310円のプラスでありました。

続きまして、資本的収入及び支出について説明いたしますので、1枚お開きいただいて、3、4ページをお開きください。

収入につきましては、区分の欄、第1款資本的収入の決算額2,591万5円あります。支出につきましては、第1款資本的支出の決算額1億5,182万472円あります。

欄外の補足事項で説明させていただきます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億2,591万467円は、当年度分の損益勘定留保資金などで補填いたしました。

続きまして、財務諸表をご説明いたします。

5ページをお開き願います。

平成30年度山元町水道事業損益計算書のご説明をいたします。

中ごろにあります経常利益4,651万9,602円あります。当年度純利益、4,539万1,998円あります。当年度純利益に前年度の繰り越し利益剰余金4億1,393万994円を加えると、当年度の未処分利益剰余金が4億5,932万2,992円となります。

平成30年度山元町水道事業貸借対照表の説明は省略させていただきます。後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、認定第6号平成30年度山元町下水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度山元町下水道事業会計決算を、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

こちらも1、2ページをお開き願います。

初めに、収益的収入及び支出の概要からご説明申し上げます。

収入につきましては、区分の欄、第1款下水道事業収益の決算額6億4,508万8,612円であります。支出につきましては、第1款下水道事業費の決算額4億8,979万2,761円であります。収益的収入から支出の差し引き額は1億5,529万5,851円のプラスでありました。

続きまして、資本的収入及び支出について説明いたします。

3、4ページをお開きください。

収入につきましては、区分の欄、第1款資本的収入決算額5億8,219万5,344円あります。支出につきましては、第1款資本的支出の決算額8億2,568万5,913円あります。

欄外の補足事項を説明させていただきます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億4,349万569円につきましては、運転資金として借り入れした企業債1,790万円、過年度分損益勘定留保資金など2億2,559万569円で補填いたしました。

続きまして、財務諸表をご説明いたします。5ページをお開きください。

平成30年度山元町下水道事業損益計算書のご説明をいたします。

こちらの中ごろにあります経常利益1億4,493万295円でありました。

当年度純利益1億4,332万6,690円あります。当年度純利益とこちらは前年度の繰り越し欠損金、こちらを加えた未処分利益剰余金変動額を差し引いた当年度未処理欠損金、こちらは9億5,916万7,376円となります。

平成30年度山元町下水道事業貸借対照表の説明につきましては省略させていただきます。後ほどご覧いただければと思います。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）認定第1号から認定第6号までの説明に対し、代表監査委員から決算審査結果の報告を求めます。代表監査委員淀川 昭君、登壇願います。

代表監査委員（淀川 昭君）はい、議長。それでは、私から決算審査結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業第30条第2項の規定により、町長から審査に付された平成30年度一般会計、各種特別会計及び各事業会計の決算書、証拠書類、その他政令で定められた書類並びに基金等の運用状況を審査し、去る8月19日に町長へ審査意見書を提出しておりますので、令和元年第3回山元町議会定例会において、その概要をご報告申し上げます。

令和元年7月8日に決算審査に付された平成30年度山元町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び事業会計の決算並びに地方債の状況について、関係責任者から説明を聴取し、審査を実施いたしました。

また、工事等については、その経過等を聴取し、農林水産課、東部地区基盤整備推進室、建設課、上下水道事業所の各工事箇所を中心に現地調査を行いました。

審査の結果、審査に付された各会計決算審査書類、成果表及びその他関係諸帳票を審査した結果、各会計決算書及び附属書類とも関係法規に基づき適正に作成されており、その内容及び予算執行状況も適正妥当であることを認めました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても台帳等と一致しており、いずれ

も条例の目的に合致し、適正に運用されていることを認めました。

私から決算審査を通じて感じた意見を最後のページにまとめてございますので、これをご報告したいと思っております。

総括しますと、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び各種基金の運用状況は、いずれも関係法令に基づいて作成されており、計数もこれらの諸帳簿と正確に符合しておりました。予算の執行についても、有効かつ適正であると認められました。

一般会計は、歳入194億1,974万5,000円。前年度に比べ7.4パーセントの減。歳出172億4,739万2,000円。前年度に比べ6.2パーセントの減となっておりますが、決算規模は震災以前に比べ大幅に増加しており、剰余金も増となっております。財政の各指数も健全エリアとなっておりますが、今後とも復興の先を見据えた冷静で慎重な財政運営に引き続き努めていただきたいと思います。

震災から8年が経過し、復興・創生は大きく進み、着実に成果を上げております。多くの町民が待ち望んでいた町の新しいランドマークとして整備された「やまもと夢いちごの郷」は大盛況を呈しておりますことや復興のシンボルとなる行政のサービスの拠点であるこの新庁舎も完成し、いよいよ復興の総仕上げが間近なところとなりました。

町の自主財源である町税は、震災前までにはまだ若干達しておりませんが、年々増収に転じており、人口が大幅に減少した中、大きく回復傾向にあります。しかし、昨今、身近な海外の政治経済が不確実で不透明感を増しており、我が国や我が町の経済にも少なからず影響を及ぼし始めているようであります。我が町としても将来に負担を残さないよう、中長期的な視野を持ち、行政コストを十分認識して、より一層の健全な行財政運営に努めていただきたいと思います。

さらに、職員一人一人が住民に寄り添いながら、事務の効率を第一とした能率的な執行に努めるとともに、次の3点について留意していただきたいと思います。

第1点目、来庁者への対応についてであります。行政サービスの拠点となる新庁舎が町民に長く親しまれる庁舎となるように、職員一人一人が明るく挨拶などして、声かけに努めながら親切丁寧な対応をしていただきたいと思います。

それから、2番目、町民の足である町民バス、ぐるりん号ですね、デマンドタクシーの運用の見直しについてであります。町民の皆さんからぐるりん号のルートや運行時間のより利用しやすいよう変更してほしいと、また、デマンドタクシーの予約方法等の改善を希望する声が少なからず聞こえてきております。限りある財源の中ではありますが、ぜひ検討していただきたいと思います。

3番目に庁舎内の文書管理であります。新庁舎への移転を機に公文書の保存方法、保存の期限、保存場所等の取り扱いについて検討、整備され、時間を要するかもしれませんが、さらに文書管理を統一し制度化する方向で進めていただきたいと思います。

結びに、地域経済の活性化を図り、住民が将来にわたり健康で安心・安全に暮らすことができるまちづくりを目指し取り組まれるよう強く望むものであります。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

議長（阿部 均君）これで決算審査結果の報告を終わります。

議長（阿部 均君）これから、認定第1号から認定第6号までの6件に対する総括質疑を行います。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質疑は論点を整理し、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。遠藤龍之君、登壇願います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。9番遠藤龍之です。

ただいまより、ただいま提案されております各種会計歳入歳出決算について、総括質疑を行い、町長の所見を伺うものであります。

1点目は、平成30年度山元町一般会計歳入歳出決算についてであります。

平成30年度山元町一般会計予算執行から次の事業、取り組みについて、どのように評価し、次に生かそうとしているのか。

1点目は、高瀬笠野線道路整備事業について。

2点目は、新浜諏訪原線道路整備事業について。

3点目は農地復興推進事業、農山漁村地域復興基盤総合整備事業、東部地区土地利用整序化促進事業についてであります。この件につきましては、東部地区の基盤整備事業について、その内容について伺うものであります。

4点目は、防災拠点地域交流センターの取り組みについて。

5点目は、財政についてであります。

実質収支比率のこの間の推移をどう見ているか。また、適正な比率をどの程度と見ているのか伺います。

2点目の質疑は、平成30年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

1年間の取り組みの成果、問題点をどう評価しているのか。また、その結果8,895万4,000円の黒字となり、そのうち4,500万円を財政調整基金に積み立て、基金残高も2億近くとなっておりますが、次年度へ向け基金の活用も具体的に考える必要があると考えますが、その点についてお伺いいたします。

以上、2件を私の総括質疑といたします。町長の誠意ある回答を求めます。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、昨年度の一般会計決算についての1点目、高瀬笠野線道路整備事業についてですが、当該路線は避難路の一つとして現道回復により平成26年度から測量設計や地元説明会等を経て27年度から工事に着手しており、昨年度末時点における路線全体の進捗は事業費ベースで約73パーセントとなっております。昨年度は、29年度から繰り越ししていた全路線の測量設計等を実施したほか、実際の工事としては2区間を施工いたしました。

まず、県道相馬互理線からやまもとファームみらい野事務所入り口前までの区間については、用地買収の対象地権者9名全員と契約し、工事は一部繰り越しましたが、今年5月には工事が完成しております。

また、国道6号の高瀬交差点からJR常磐線のアンダーパスまでの区間については、高瀬川排水路改修に伴う水路管理者との施工協議に不測の日数を要したため、繰り越ししております。現在は水路管理者から出水期の排水路改修工事を避けるよう指導がありましたので、工事を一時休止しているところであります。なお、この工事は来月からの工事再開を予定しており、今年度末の工事完成に向け鋭意取り組んでまいります。

次に、2点目、新浜諏訪原線道路整備事業については、新規避難路として平成26年度から測量設計や地元説明会等を経て平成29年度から工事に着手する予定でしたが、あの年の10月下旬に発生した季節外れの台風21号の影響により中小250カ所もの災害復旧対応に不測の日数を要したため、実質的には昨年度から工事着手となり、昨年度末時点における進捗は事業費ベースで約12パーセントとなっております。

昨年度は、平成28年度から繰り越ししていた全路線についての補償算定業務が完了いたしました。別発注の用地測量業務等は関係機関との協議に不測の日数を要したことから繰り越しし、本年度末までに完了する見込みとなっております。工事区間としては2区間を実施いたしました。まず、旧JR常磐線から町道いちご街道線までの一部区間、約200メートルでは対象地権者4名全員と用地買収契約をし、今年4月には工事が完了しております。

また、戸花山の西側ふもとからJR常磐線のトンネル上部付近までの区間においては、対象地権者1名と用地買収契約が完了し、埋蔵文化財の試掘調査のための樹木伐採工事が繰り越しとなりましたが、今年5月に完了しております。

また、懸案となっていた国道6号との交差点改良区間については、仙台河川国道事務所と協議を重ねた結果、国が工事を実施することとなり、今年度中には協定書を取り交わす運びとなっております。

町といたしましては、昨年度までの工事については、一部繰り越しで対応しているもの、おおむね順調に進んでいると認識しておりますが、今後整備を行う区間について、用地買収や埋蔵文化財の試掘調査の進捗状況を踏まえ、関係者や関係機関との調整を図りながら早期完成に向け鋭意取り組んでまいります。

次に、大綱第2、平成30年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算……、済みません、基、失礼いたしました。問いの2に飛んでしまいましたので、基、失礼いたしました。

次に、3点目、農地復興推進事業のうち、農山漁村地域復興基盤総合整備事業についてですが、山元東部地区においては、平成26年5月に町が県に事業施行申請を行い、町が一部事業費を負担する県営事業として平成27年3月から区画整理事業が着手されております。県内でも類を見ない沿岸部に大規模な畑地を造成すること、142ヘクタールの非農用地を事業区域内に取り込み、土地の整序化を行うこと、我が町特有の冬から春にかけての強い西風の対策を講じなければならないことなど、多くの課題を抱えながらも県や地元と話し合いを重ねながら根気強く問題を解決してまいりました。

昨年度には全面的に営農を再開し、特に畑については265ヘクタールのうち、227ヘクタールを8つの法人に委託し、大規模な農業経営を開始するなど、本町農業の生産性の向上や経営の安定化に大きな役割を果たしております。

また、沿岸部の長年の課題であった排水対策として、横須賀排水機場の新設等により、震災前に比べ排水能力が約1.2倍向上するなど、沿岸部の農地の復旧・復興に取り組んでまいりました。

しかしながら、県内でも前例のない土地利用の整序化も目的の一つとした農地整備事業であったことから、従前が宅地であった一部の農地では石れきや津波堆積物が混入したり、また、従前が水田であったところを畑に整備した一部の農地では排水不良が発生するなど、農地のふぐあいが昨年度は170件発生いたしました。これらの多くは通常

の区画整理事業では想定できない事案であり、事後の対応となりましたが、県と調整を行いながら経過観察として21件を除いた149件について、補完工事を実施し、約150ヘクタールの農地が改善されたところであります。

さらに、今年度においても新規に約90件のふぐあいを確認されておりますが、町といたしましては、引き続き県と調整を行い、適切な補完工事を実施することにより、各法人や個別経営体が持続的な営農を展開できるよう対応を進めてまいります。

次に、東部地区土地利用整序化促進事業についてですが、山元東部地区において換地の手法により集積した非農用地を利用可能な状態に造成することは、当初から農地整備事業では実施できないとされておりました。しかしながら、非農用地の権利者から換地の同意を得るためには、震災復興交付金による新しい事業の創設が必要不可欠でありましたことから、平成27年度から復興庁と粘り強く協議を続けた結果、昨年6月末に復興庁の理解を得られ、震災復興交付金事業として認めていただいております。以後、換地予定者の同意を得た区域から順次工事を発注しており、現時点で約9割の面積で工事着手し、約4割の面積が完了しております。今後は、今年度中に工事を完了させ、非農用地地権者への一時利用地指定を進めてまいります。津波で甚大な被害を受けた沿岸地域である山元東部地区を単なる原形復旧にとどめることなく、農地の大区画化と土地利用の整序化により新たな姿で再生、復興させることは、我が町の命運をかけた事業であります。これからも早期完成に向けて事業主体である県と連携を密にしながら事業を推進してまいります。

次に、4点目、防災拠点地域交流センターについてですが、教育委員会が所管する施設に関するご質問ですので、教育長から答弁いたします。

次に、5点目、実質収支比率の推移及び適正な比率についてですが、実質収支比率は自治体の標準財政規模に対する収支の割合であり、一般論として適正な比率は3から5パーセントとされており、また、総務省の地方財政白書によれば、人口規模が小さい自治体ほど比率は高い傾向にあるとのことでもあります。

また、本町の実質収支比率の推移については、震災前の平成22年度及び21年度はいずれも5.4パーセントでありましたが、震災のあった22年度を境に年々上昇し続け、26年度の113.4パーセントをピークにその後は下降傾向となり、昨年度は18.5パーセントとなっております。

この実質収支比率が高くなる主な要因は、歳入においては当初予定していた額を大きく上回った場合、歳出においては不用額が多額に生じた場合であります。本町においては震災復興交付金事業等の繰越事業において、請け差やさまざまな事情から多額の不用額が発生しております。現年予算については、3月に補正予算を編成し、予算を減額するなど、調整をしているところでありますが、繰越事業は補正予算編成ができないことから、歳入決算額と歳出決算額の差額がそのまま実質収支額の増加につながるため、比率が高くなる大きな要因となっております。

今後は復興事業の終息に伴い、繰越事業等が減少し、実質収支比率も震災前の水準に収束していくものと考えておりますが、大切な財源を有効に活用できるよう適切な財政運営に努めてまいります。

私からは以上であります。

今は大綱第1のほうの終わりということで、次に、大綱第2、平成30年山元町介護

保険事業特別会計歳入歳出決算についてですが、昨年度は平成30年度から令和2年度までの3年間の計画期間とする第7期介護保険事業計画の初年度に当たり、計画の進捗状況については、高齢者の方が住みなれた地域で安心して生活ができるよう、介護サービスの充実、各種健康づくり事業及び介護予防事業の実施など、計画に沿った介護保険事業の運営に努めた結果、おおむね計画どおりに進捗しているものと認識しております。

また、各種介護サービスに要する保険給付費ですが、決算額は約11億7,000万円であり、計画における推計値と比較すると約1億3,000万円下回っている状況であります。その主な理由としては、本町における今年3月末現在の高齢化率は39.6パーセントと県内市町村で3番目に高い結果となりましたが、計画策定の際にも高齢化率が高い水準で推移していた現状を踏まえた上で保険給付費を推計したところであり、そうした中で保険給付費のうち、特に施設介護サービス給付費については介護サービス利用者の利用状況等の変化により推計値を大幅に下回ったことから乖離が生じたものであります。その結果、今議会をお願いしております決算認定後の基金残高は、約2億円と年々増加傾向で推移している状況であります。

しかしながら、本町における高齢化の進展に伴う保険給付費の増加がまだまだ懸念されることから、次期第8期介護保険事業計画を策定する中で介護サービス利用者の利用動向を見きわめつつ、基金を有効活用した保険料率の設定に努めてまいります。

以上でございます。

議長（阿部 均君）30年度山元町一般会計歳入歳出決算の防災拠点地域交流センターについては、教育長菊池卓郎君、登壇願います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、平成30年度山元町一般会計歳入歳出決算についての4点目、防災拠点地域交流センターについてですが、両交流センターについては、平成29年度中の供用開始から地域の交流や活力を創出する場として、中学生や高校生の自主学習からダンスサークル等の活動に至るまで地域の方々を中心に幅広く利活用されているところであります。特に、防災拠点山下地域交流センターについては、視察や研修に訪れるの方々を含め、昨年度の来館者数は7万8,822人であり、開所からの来館者総数は昨年度末で10万人に達するなど、徐々にではありますが、広く認知され始めております。

なお、施設を利用されるの方々からは、スマートフォン等の通信データを受信する環境を整えてほしいとのご要望や一部の利用者へのマナーに関するご意見等もいただいております。これらにつきましては、いただいたご意見等の趣旨を確認しながら引き続き適切に対応するよう心がけてまいります。

以上でございます。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は2時30分といたします。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。1件目の1番目、高瀬笠野線道路整備事業についてお伺いいたします。

まず、素朴な疑問の確認からしていきたいと思いますが、平成3年度中の事業については、「30年」の声あり）30年、当初予算で計上されていた予算額というのが1億4,496万1,000円というふうに我々には示していたところですが、実際の契約時には予定価格として1億7,586万5,000円、それに対して落札額が1億7,064万、落札率89.84パーセントという経緯になっているんですが、この予算計上、当初の予算計上とですね、予定価格、なぜこのような変化が起きたのか、生まれたのか伺います。確認します。素朴な疑問です。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。平成30年度に執行しました工事のこの当初予算を上回っている件に関しましてですけれども、こちらに関しましては、平成29年度から繰り越した予算を合わせて発注したため、そのような形となっております。

以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、前の、これも繰り越し、繰り越しいっぱいあってもうどこから、何が繰り越しか中身もよく我々はこうちゃんと、もうそもそも説明されていないので、示された資料から推測すると本当に大変なんですけど、その前の繰り越し分というのは何ぼになるんですか。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。済みません、その工事の中での具体の金額につきましては、今持ち合わせてございませんけれども、29年度からの繰り越しのこの工事に当て込んでおるものが約5,700万となっております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の答弁ですと、5,000万と1億4,000万で1億9,000万予算とって、その中で予定価格を決めて、そしてそれでかけたというふうな理解でよろしいですね。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。済みません、先ほどの件に関しまして、訂正させていただきます。

平成29年度からの全体で平成30年の全体に繰り越した額としては1億6,900万円余りがございます。それと平成30年度の1億4,400万を合せまして、そのうちから約1億8,000万の工事を契約しているということになります。失礼いたしました。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。何かそういうやり方ですね、この件に関してだけでなくですね、新浜諏訪原線もそうなんですけど、何かちょこちょこ部分食いで我々に提案して、全体像がつかめないような形でずっとこの間こういった工事執行というのは、予算執行というのは、そういう流れで取り組まれているということを取りあえず指摘しておきたいと思います。これは問題だという意味ですね。

もとに戻りますと、1億7,000で落札して、さらにこの流れを見ますと、平成31年の2月25日に請負契約の変更ということで、しかもこれは1,479万の増の8.6パーセント増で1億8,000万の工事に膨れ上がっていると、そして、工期は22日から、3月ですね、末日までということで請負契約の変更しているわけですが、そのことをそのまま100パーセント信じれば、そこで工事完了と、我々との約束ではですね、ところがそれ以降、いまだ工事、手つけられていないという状況、もろもろ理由はあるかと思いますが、この辺の余りにも、我々からすればですよ、ちょっとひどい内

容ではないのかという疑問なんです。そして、その間、地域住民、とりわけあそこの道路を使って農作業をする方々は、あそこをふさがれたことで大いに支障を来したというお話も聞くところでもあります。その辺の対応についてですね、このぐらいの多額の金をかけ、そしてまた契約変更して、そして、取り組んでいる事業に対するこの姿勢といたしますかね、どちらを向いてこうした取り組みをしているのか、地域住民のことを思って、もし地域住民のことを思っていたならばとてもとてもあの期間にね、道路をふさぐなんていうのはおおよそ考えられないことなんです、そして、長々とふさいだのもほぼ田んぼの仕事が終わった後にあそこの通せんぼを解除したということなんです、その辺のですね、まずは取り組みですね、これは本来ならば、30年度で完了する工事ですから、当然引き続けているわけですね。そのことによって多くの住民がふぐあいといいますか、不便を受けたということなんです、その辺の取り組みについては大きな意味でですね、その辺管理者として町長はどのような指示、指導を行ったのかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。震災後、ご案内のとおり、町内全域でですね、相当な復旧・復興事業を展開してきておりますのでですね、そういう中で、まずは安全・安心な工事の施工なり、あるいは議員ご懸念のですね、やはり町民にとって大型の工事が展開される中で日々の生活に極力影響、支障のですね、ないような、そういう段取りなり、あるいは周知なりを徹底してやりましょうということですとずっと来ているところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その後の、その後ですか。それは常々一般的に対応している、当然ですね、当たり前の話なんです、そういうことをしていながらこういう問題を、この問題についてですから、一般論ではなくて、この問題についてどうであったかということ私を確認しているんですけども、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。一般論、なかんずくこの当該高瀬笠野線の工事についても基本的に同じでございます。高瀬川という河川が並行して走っている中でですね、どうしても管理者との調整、あるいはよく言われているように、大雨時、出水期の、その期間の工事のやりくりというふうなことを考えた場合にですね、今回の一時通行止めなり、あるいは解除なりという、そういう繰り返しのことについては大変申しわけない側面もあるわけでございますけれども、一方ではそういう状況もご理解いただければありがたいなというふうに思ってきたところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。細かいことを聞くとちょっとね、担当者あれなんですけれども、当初からそれはね、予定されている話で、そのことも含めて契約しているかと思うんです。思うというか、そう我々を見るわけですけども、そして、2月には請負契約の変更しているんです。その時点でね、当然そういったことがね、もし去年の9月時点でそういうのが思いつかなくても当然もうこの時期になると、そういったね、水等々のね、心配は当然しなくちゃならない時期ですよ。私農業者でないからよくその辺詳しくないんですけども、当然今の町長水管理者云々ということであれば、当然ここでそういうことも含めて、含めた契約の変更、しかも1,500万もの増額のね、この中身について我々認めているわけだからあれなんですけれども、どうのこうの、その時点でもうそういうことについての対策はとってなくちゃいけないのというのが素朴な疑問なんです。そして、その後いつからね、あそこがとまったのか、私1カ月ぐらいかなと思っただけ、何だ言う人は6カ月もだと言う人もいますので、その辺も正確を期すために

その辺のことも加えながらちょっと技術的なことだから、あなたもそのときいなかったから、あなたの受け継いだ範囲でいいですから、お答えいただければ。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。この高瀬笠野線の工事に関しましてですね、議員おっしゃるとおり、確かに3月にですね、契約変更いただいて、施工の仮設関係のものについてお認めいただいているところでございます。そして、その中で水路管理者との協議といたしまして、本体の構造といたしましては了解をいただいております、そのまま工事に入れるものと認識しておったところなんですけれども、それに引き続きましてですね、管理範囲に関する最終的な詰めを行ったところ、本体構造を見直さなければならない可能性があるということがございまして、そういったこともございまして、3月の時点では予期できない形で今のような形に至っているところでございます。

その後、管理者に対しましては説明を尽くしましてですね、構造の変更を、道路の構造に関しましては結果的には変更せずに済んだところではございますけれども、その管理者との管理に関する範囲に関して当初口頭でのレベルの話でございまして、きちんと文書において確認をとっていなかったところに関しましては反省すべきところではあるかと考えております。

以上でございます。（「ストップの」の声あり）

通行どめをしていた期間に関しましては、NTTの埋設ケーブルの移設及び電柱の移設等を実施しております。それで、そこを始めるまでの期間はですね、先ほど申しました協議の時間でですね、時間を要してしまったという事情がございました。

以上でございます。（「ストップした期間はどれぐらい」の声あり）

4月から全面通行どめに入りまして、最終的に8月に交通を開放しております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。工事の遅れからその期間、ストップせざるを得なかったというふうに受けとめるわけではありますが、9月に落札して工事着手と、そこから契約変更、そして4月までの期間の工事の進捗率というのはどうだったのか、進捗率というよりか取り組み、少なくとも請負契約変更でも3月31日というのが工期、その前は3月の22日だったかね。だから、当初の予定ではね、3月22日にはもう全て終わるという工期、それを約束して1億7,000万で落としたという事業内容なんです。少なくとも請負契約変更する前までのね、1億7,000万の工事の予定というかね、予定から比べてどのぐらいの進捗がね、あったのか、そのときに、お伺いします。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。この工事につきましてはですね、道路に設置いたします擁壁の製作が大分大きなウエートを占めております。その分が、済みません、詳細な資料手元にございませぬけれども、概算で言いまして60パーセント、50パーセントですかね、ぐらいを占めておりまして、その分の進捗はもう3月までに図られていたという状態でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。工事の中身言われてもよくプロでないからわからないけれども、全体としてね、本来ならばもう9月から始まって3月に終わるんだから、せめてね、遅れるにしたって8割方、工事全体の9割方終わっていてもいいのではないかと、素人考えで言いますよ。というふうな意味からすると、どのぐらいの、全体のね、進捗だったのかという、工事名は言われてもわからないから、全体のでいいです。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。先ほど申し上げました擁壁の製作というところですね、約、全体の工事の中の50パーセント程度を占めております。

失礼いたしました。全体の工事に対しましてですね、その擁壁を製作するというものが全体の工事のうちの50パーセントを占めておりまして、その後、現場で土を掘って、擁壁を設置して、戻して舗装するといったところが残りの50パーセントでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう工事の中身で全体として完成するまでどのぐらい。今の話だと50パーセントと受けてもいいのか。この時点でまだ5割ということは、それは約束どおりの仕事をしていないというふうに受けとめる、我々としてはね、そういうことで50パーセント、3月22日まで間に合わないんだから、もう既にね。その辺の要因はどういうふうにつかんでいるのか、だっごたらば、それであるならば。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。本来であれば、擁壁を製作した後にですね、速やかに現場に入って設置を始める、始めていただくべきところではございますけれども、そこに水路管理者との協議もございまして、先の見えない状況で現場へ入ることができなかつたというところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。水路管理者との関係はその前につくってれば多分、これまた素人考えなんだけれども、受けとめなんだけれども、済んでいたのでは。だから、その水路管理者とのね、かかわりをなくすというか、そういうふうにならないように3月までを工期としたと思うんだけれども、その辺の理解からすれば、そういうふうに思っただけの疑問なんだけれどもね。

あと、その擁壁工云々というのは、擁壁製作という言葉を使ったんだけれども、そいずはほかの業者がつくって、それを買って、そしてやるという、そういう流れになっているんだか、そういう意味では業者にはね、あっちにつくるの遅れたから、だから俺たちに責任あるとかないかそういうふうには思っていないし、俺もそう思っていないけれども、もしそういうことが理由なんですか。今の擁壁工のところを強調したんだけれども。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。擁壁の製作、擁壁はほかのメーカーでつくったものを買ってくるという形になりますけれども、そちらに関しては特に問題なく行われたと認識しております。その後のですね、今回の工事がですね、水路、農政局の財産の、東北農政局財産の水路を改築するというので、その改築してもよいかどうかという協議にですね、時間を要していたということでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、それはその辺を発注する工事業者でなくて、町のほうの対応のね、表現がどう言っているかわからないんだけれども、その辺の事務上のところにじゃあ問題があったのかということ、今の話ではそんなふう聞こえてきたんだけれども、そういう受けとめでいいんですか。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。大変残念でありますけれども、おっしゃるとおりだと思います。最後の詰めの段階のですね、確認を口頭の形で済ませていて、きちっと最後の合意をとっていなかったところにちょっと問題があったのかと考えております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ということになると、この業者にもご不便をかけたという、工事できなかつたりね、そのことによって工事が遅れたりね、というふう聞こえてくるんですけれども、そういう受けとめでいいのか。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。その間の事情はですね、説明申し上げまして、ご了解いただいていることかとは思いますが、やはり業者さんとしては施工ができないことによる不便はあったものと考えております。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。町長、そういう流れになっているようなんですが、その辺は当然町長もそういう報告を受けてね、そして最高トップ責任者として、その事業、当然工期内というのが当然約束ですから、当然かかわっているかと思うんですが、その辺の事情について、そういう報告を受けて、町長はその報告に対してどのような指示をなされたのかお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。私はいろんな事務事業を全体掌握している中でですね、いつも職員の皆さんにお願いしているのは、進行管理をしっかりやりましょうやということでございまして、これまた進行管理の過程でですね、やはり担当者、担当係長、課長、そして我々特別職といろいろそれぞれ果たすべき役割があるわけでございますので、極力タイムリーな情報を共有しながらですね、みんなで、1人でやれないこと、あるいは課でやれないこと、いろんな内容、状況がございますのでですね、それを把握した中でどういう進め方、あるいは解決方策をすべきなのかですね、今これをみんなで知恵を絞って対処してきているところでございまして、今回の案件についてもそういうふうな流れでですね、新課長のもとでやる調整、交渉をしっかり重ねてもらって何とかここまでこぎつけているというふうな状況でございまして、新課長ともども早い段階でこの状況を共有しながら善後策を相談してきたというところでございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。私この件について、具体的に確認しているんですけども、常々ですね、そういう今の町長の言った常々ちゃんとそういう報告を受けて、そしてそれにみんなで対応しているというお答えでしたけれども、この件について、じゃあどうなのかということ具体的に聞いているんです。そして、この件についてはもうこの2月の25日に契約の変更しているわけです。そうしたら当然これまでのね、事業の取り組み確認して、確認した上で、ああやっぱり1,500万は足さないこの事業は完結しないんだなというようなことで、それを確認して、これを我々に提案してきたと思うんですよ。その際にね、工事の進捗、遅れ等々、問題点等々、当然報告された中で、説明された中でこれを完遂するためには、完結するためにはどうしても今後やっぱり1億5,000万の増額してもらわないとこの事業は完結しないんだという、そういう説明を受けて、そして我々はそれを了解したというようなことで我々に提起したと思うんですよ。その際、そうした問題、進捗の遅れ等々も多分この時点ではもう繰り越しというのを想定して、多分提起してきていると思うんですね。全体がもう完結しないわけですから、というのはわかっているわけですから、そういう中でさらに増額して我々に提起している、もうその時点でね、いい悪いは別にして、そういう問題点は当然説明受けていたかと思うんですが、これをしたから、しないからということ俺今確認しているんじゃないからね。そういう報告を受けて、それに対するどういう対応策、そしてそれをやった結果、今度水路管理者等々との話が出てきて、そして4カ月もあそこをストップしていると、これは大きなもう問題になっているんですよ。今現在そしてまだ完結していないということですからね、その辺を町長としてどう受けとめ、どう指示してきたのか。仕方なかった状況であるならば、それはそれでいいですよ。いいですよというか、それはそれで対応処置の仕方でしょうから、この町ですね。その辺をどのぐらい、この動きについては町長は知らない中でこういう結果になっていたんですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどご説明したように、新課長からの状況説明を受ける中で善後策を協議したというふうにお答えしたつもりでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そして協議して進めてきた結果、4カ月間あそこ交通ストップして、そしていまだ工事着手に至っていないというような受けとめでよろしいんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。関係機関との協議、あるいは出水期の関係というふうなことで残念ながらそういうふうな時間が経過をして今日に至っているというようなことでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そうして、いろいろ協議をしながら、検討しながら対応してきたということですが、じゃあ交通どめをした4月の時点でですね、どういう状況の中で交通どめしたのか、実際何の、4月前のですよ、あと今と何ら変わりもないのに、外から見るとですよ、4カ月ぐらいストップして、今それと全く同じ状況の中で今交通通しているんですよ。だったら、誰もが考えるのは、もうそのときからね、4月から何もストップする必要なかったんでないのと、工事も何もしていないんだから、通れる状況にあったということなんだべから。あるいはその当時通れる状況がなかったんだったら、そういう水路管理者とそういう話になっているんだとしたならば、それなりのやっぱり対応をすべきでなかったかと、結果として今もう開放しているわけですからね。その辺も含めて本当に協議したのか、検討したのか、ちゃんとした説明を受けて、もう説明を受けたということなんですから、ですから町長のね、管理責任者としての対応どうだったのかということを確認しているんですよ。そんなに難しい話ではないと、結果を見ればね、ですからどのぐらいの検討をして、今に及んでいるのかということの確認なんですけど、その辺の対応、検討等々はどうであったか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど担当課長からも一部申し上げたとおりですね、4月からは全面通行どめをした中でNTTの埋設ケーブルの移設なり、あるいは電柱の移設等を実施してきたというふうなこと、それと並行して水路管理者とのさらなる協議というふうなことで一定の期間を要してきたというふうなところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。何となくわかってきました。4月にストップをしたきっかけは多分そういうふうに答えていたとは思いますが、なかなか私もすぐすなりと頭に。4月に交通どめしたのは、そのため交通どめをする必要のある工事をしていたということだね。それがどのぐらい、それが8月までかかったということですか。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。NTTの埋設ケーブルの移設は7月の中旬ぐらいまで実施しておりまして、その後現場の片づけ等いたしましてですね、8月上旬から交通開放に至ったという経緯でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その部分は理解できました。しかし、いずれやっぱりちょうどその時期というのは、水田耕作者はあそこ重要な道路なんですよ。そういう結果を招いたのはね、やはりその前のね、3月22日にまで完結しない、完了しなければならなかった工事の遅れがその原因をつくったということになるわけなんですけど、これ以上あれしても、やはりそこには大きな問題が残されたと、重要な道路がしばらくの間ね、使えなかったと、多分ね、当初の予定計画ではそうした人たちに迷惑をかけないようにということで3月までを工期にしていたということだったと思うんです。その内容に対して我々は承認したということから考えるとですね、これはね、やっぱりここで解決するつもりもありませんが、これは大きな問題を残した事業である。先ほど来、この工事については引き続き協力一致して、そしてもう早目に完了するという決意というか、考え方も述べられましたので、今後はそれを信じるしかないなということでこの件については

終わります。この件についてはとりあえずこれで。

次に、新浜諏訪原線の件についてなんですが、この件についてももう全体像から流れからさっぱりつかめないような中身になって、その結果、その結果というかですね、我々の理解としてはその結果どうなっているのか全くの動いていないのではないかといったような素朴な疑問が生まれてきているということから、この確認をしているわけですが、そもそも30年度のね、事業として取り組んできたものがどのぐらいの進捗率、その結果ですね、なっているのか、わかりやすく、細かくでなくたっていいから、5割程度とか、9割はもう30年度の事業は終わっていますとかね、そのぐらいの進捗ですとかというようなことでよろしいので、その辺のところをお伺いします。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。一部町長の説明と重なる部分がございますけれども、平成30年度におきまして工事を2区間実施しております。その中で1件はですね、新しい相馬亘理線から……、新しい相馬亘理線からファームみらい野さんの間の区間の工事でございます。こちらに関しましては、一部繰り越しておりますけれども、改良と舗装が完了しております。

あと、もう1カ所が戸花山の上の部分でございますね。こちらの部分に関しましては、埋蔵文化財の調査が入るための立木の伐採、こちらを実施しております。これも5月までかかっておりますけれども、完了しております。そしてこれら工事を実施した箇所ですね、土地の買収、これに関しましては実施しております。こちらの部分、これらの部分を合せまして30年度の事業費のうち、約7割程度が完了している状況でございます。

以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そして、残り3割分、もう9月半年たつわけですが、その辺の進捗といいますかね、その繰り越し分と、あと新事業はやっていないんだよな。やっていないというか、31年度のやつについてはやっていないよな。だから、今までやっているのは繰り越し、残ったものをやっているというふうな理解なんだけれども、その際、残された繰り越し分でもずっとためてきた繰り越し分がどのぐらい進んでいるのか、あるいは、進んでいるのかというか、残っているのはどのぐらいあるのかということ聞いたほうがわかりやすいね。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。繰り越し分の工事につきましては、工事を既に発注しております。間もなく現場に着手する予定でございます。工事の規模から言いますと年度内には問題なく完了するものと考えております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そして、この総括の中で聞いてはだめだというふうな内容になっていけば、すぐにとめていただいて結構なんですが、これつながったものですから、ちょっと確認するんですが、今後の予定ですね、はどうなっているのかというのはもう既にこれは今度の認定路線廃止、認定にもつながる話にもなるんです。そして、これは今定例会でも提案されているということからするとですね、これまでのね、もしかすると、この事業がね、もうそういうことはあり得ない話だとは思いますが、あり得ない話だとは思いますが、その辺がね、その辺の今のこの新浜諏訪原線の工事のね、状況を確認した上でないとなかなか今度逆に言うと新しい路線を認定というのがね、なかなか我々にもね、判断基準として、判断としては非常に迷うところになるということから確認をしているんですが、今後の、まあ一応これで32年予定というふうになっていま

すから、日程どおり、予定どおりのね、進捗だとは思いますが、だとするならば、そこが完了する時期として指定というかね、そういうふうになっているならば、こっちのほうの廃止認定というのはね、早いでないのと、今の時期ではないんでないのという疑問も含めながら今確認している。これはあくまでも確認ですからね。考え方ですね。その辺は町長でいいのかな。考え方としてね、町長にお伺いします。考え方、進め方。

議長（阿部 均君）30年度の決算の質疑ですので、当然交差部分から上の部分ですね、その部分は全く質疑外だと思いますけれども、「そこでわかるようにもう一回だけ、何で質問するかというのをね」の声あり）はい。

9番（遠藤龍之君）はい。というのはね、先ほども言ったように、もうこの事業、31年度もう長い、26年4月で1本の計画なんです。そうするとね、ここぼつぼつと切られたところでね、そこでとめられたのでもどうしてもつながりあるものだから、関係度がね。

議長（阿部 均君）最低限交差部以外、認定路線も含めた、完成の工程、完成がいつごろという、「ここではね、予定は平成32年の6月予定となっている」の声あり）そういう部分であれば町長答えられるのかなと思いますので。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。以前全協のときにでも担当課長のほうからお話申し上げていた話だというふうに思いますけれども、いわゆる社総交のですね、事業を導入してということで、その前段としてまず路線をどこからどこまでというふうな区間決めてですね、進めるという必要性があるという、そういうタイミングで今回路線認定もお願いをしていると、そういうふうなご説明をしてきたというふうに理解しているところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことの絡みでね、そっちのほうも対応しなくちゃならないということなんです、であるならば、もっと詳しくですね、そのときどきの動きを全協で言っているとよく町長はおっしゃいますが、ぼつとね題目だけはあるけれども、詳しい説明にはなっていないときとかね、そして全協全協って言いますが、全協がどれだけ全協としての機能が果たされているかというね、本当にねもう項目がいっぱいあって、そこで議論ができる状況も生まれてこないし、そこだけの説明だけですぐに疑問がね、表明できると、指摘できるというような状況、環境の中での全協ではないんですよ。残念ながら、あなたに言っているんでないぞ。ということなんです。そういう中でね、あのとき説明したからね、どうのこうのと言われてもね、我々としてはそれはそのまま100パーセント受け取るわけにはいかないというふうにまず受けとめている中で、やっぱりこういった一連のつながっている事業についてはですね、その都度やっぱり問題なく、そして遅れているときはこういうことで遅れていますよということをおね、わかりやすく示していただければ我々も、そしてそのときどきで判断できる。もし問題あれば、その時点で、あるいはそれを前後してそういったね問題提起を示していただいて、少し修正を図るとかというふうなことが議会としてもできる、そうしていただければね、できるんですが、できるということなので、それは一応今後のお願いということにしておきたいと思っております。

あと、これも確認なんです、この全体のね、1年の全体の事業、一応予定はわかりましたけれども、ここで示されているからね、全体の10億、最初10億で示されたのが、その途中で14億、全体の事業費がね、というふうに表示されているんですが、その辺はまだ変わらなく14億での事業費で進んでいるのかどうかね。そして、その全体の

事業はどの程度の進捗になっているのか。全体だぞ、14億の事業費の分についてはどうなっているのかというのをね、ここ、ここ、こことね、我々は全体としてね、つかむことはなかなかできない。だからその辺を詳しく説明してけろということを要求しているわけなんだけれども。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私、一番最初の回答で申し上げますよね。せっかく丁寧に回答しているのに何か全然説明していないような今のあれというのは、「だから回答書よこせと言っている」の声あり）そういう問題じゃないですよ。（「そういう問題」の声あり）そういう問題ではございません。何のために私がこうやって懇切丁寧にお話ししているんですか。（「それが伝わってきていないから」の声あり）12パーセントと申し上げました。そしてまた、先ほどの全協のああいうお話は、私ども執行部は全協でできるだけお話をしたいという趣旨で日々といたしますか、ありがたい機会を頂戴して活用させていただきたいというふうに言っているわけじゃないですか。確かに全協は、それは本会議と違って最終決定する場面ではございませんから、「怒る話しでねえど、これ」の声あり）都合のいいことばかりあなたはおっしゃるからね、そういうことなんですよ。ね。冗談じゃございません。執行部課長以下ね、丁寧な資料いっぱいつくってできるだけ全協の場でわかってもらえるところはわかってほしいと、もちろん議員おっしゃるようにその場で全部何か疑問なり確認したいことがね、その場で全部出てくるとは私は思いませんけれども、可能な限りそういうふうに全協を活用すべきだというふうに思いますよ。それをややもすると、あとは別なところというふうなのがあなたのお決まり文句じゃないですか。そういうのではね、話し合いね、平行線でございますよ。これは。以上でございます。

議長（阿部均君）今のですね、遠藤議員の質疑でございますけれども、ただいまのですね、10億から14億に総予算が我々に示されているのはそういう額であると、そういうふうな認識でいいのかという確認だったと思うんですけれども、「全然そのことは……」の声あり）ええ、その部分について建設課長、「全協のことをね、全協のことも言いますけれども」、「私は……」「だめだまだ……」「最初の」「議長のちゃんと指示に従って、だめです。ここは議長の指示に従ってあなたはやるい……」「休憩」の声あり）

議長（阿部均君）この際、暫時休憩といたします。少し長くとりますので、再開は3時30分といたします。

午後3時15分 休憩

午後3時30分 再開

議長（阿部均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部均君）9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。改めて質問させていただきます。

この新浜諏訪原線の道路整備事業のですね、全体の中でどのぐらいの進捗になっているかと、全体というのは14億の事業費、あと一つ確認したかったのは、その14億というのはまだ動いていないですよということもあわせて確認していただいて、そのうち7割とかね、9割とか、5割とかというような形で答えていただければ結構です。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。お答えいたします。

まず、全体の事業費の話でございますけれども、これは去年の10月ですかね、全協で示しておるかと思っておりますけれども、約13億3,500万ということで現在変わりはございません。

また、工事の進捗状況でございますけれども、事業費の観点から見ますと、最初に町長が申しあげましたように、約12パーセントでございます。また、これは現場の延長換算でまいりますと、約220メートルの区間完成しておりますので、それを全体の延長1,300メートルの比率で申しますと、現在17パーセントの完成ということになっております。

以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。現時点では17パーセントの進捗ということですね。このことについては、いろいろ疑問が多く残りますので、しかしながら、きょうは総括ということですので、それを確認したということで、この件については終わりにしたいと思っております。

次、3点目の農地復興推進事業ということについて確認したいと思っております。

この件の多くは東部地区土地利用基盤整備事業ということで進められている事業ということで確認するわけですが、1つ大きな疑問に残っていたのはですね、東部地区土地利用整序化促進事業の5億8,000万のこの繰り越し、これがずっと続いているのかなど、ちょっと私も調査不足でね、あれなんです、その辺の繰り越しの状況についてとりあえず確認したいと思うんですが。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい、議長。昨年度の繰り越しの予算、内訳でしょうか。

この整序化事業は先ほど町長の答弁で申しましたとおり、昨年6月に認められて、9月議会で承認をいただいて、今動いているわけでございます。その後、昨年度4本の工事を発注しまして、どうしても9月以降は底地地権者の施行同意ということで工事しますよということで同意をとりつつ、また地権者、今度換地が入ってくる人たちに最終的にここでいいですよと同意をとりつつ進んでいまして、まとまったものから動いていました。ということで、まとまったものから順次発注して、去年4本発注してございます。前払いを支払いまして、残りの5億8,000万というものを繰り越ししてございます。

以上になります。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。基盤整備事業のほうについて確認するんですが、これは去年あたりからですね、田んぼについてはほぼ完了、そして畑地についても6月完了で、そして耕作可能ということでそれぞれが取り組んできているというお話だったんですが、そうした中で、去年は170近いふぐあい、その辺については先ほどの説明を受けて、残り20ぐらいになっているのかな、と同時にあわせて新たなふぐあいが生まれて、それが90件ぐらいと、そしてそれが今取り組み中だというようなことなんです、この新たな90件というのは、その後30年度事業、それ以後出てきたということで、総括の対象にはならないのかもわかりませんが、その30年度に整備しても完了したという中から生まれてきたふぐあいですので、それにはその対象になるということで確認するわけですが、この辺のね、合わせるともう200、300近いふぐあいが生まれてきているということなんです、その辺はね、先ほどの説明の中で非農用地を農地、宅地を農

地に、農用地にしたということから生まれている問題とかね、あと水田を畑にしたということから生まれてきたふぐあいだということなんですが、何でそうなったのかという疑問ですね。私いろいろ話を聞いてみますと、もともと非農用地をね、その前にある時期に大きな変更、事業の変更で約180億近い総事業費ね70、60、80あたりから出発したのがそのぐらい膨れ上がったということで1回取り上げた経緯があるんですが、その中でも指摘しているんですが、そもそも非農用地として設定したところを農用地に変えた。そのことによって生まれてきた問題でもあるというのは先ほどのね、宅地を農地にした、あるいは田んぼを畑にしたということから生まれてきているということになれば、これまで非農用地として設定したものを農地にしたことによって、そういうふぐあいが生まれてきた。であるならば、なぜ非農用地をね、農地にしなくちゃならなかったのかということも含めて、そのふぐあいとあわせてね、こいなぐするとうまくないかな。

先に非農用地を農用地にしたのはなぜか。それもね、もしかすると、あのとき説明したのではないかなんて言われるかもわからないけれども、私はちょっと今この時点で理解できていないので、その辺を確認したいと。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい、議長。議員ご質問の内容ですけれども、非農地だった部分をなぜ農地にしたのかですよ。

この事業の目的の一つでございますけれども、土地利用の整序化というのが一つの目的でございます、混在している農地だったり、宅地だったり、雑種地であったりや一定のブロックに集約するというので、そうなりますと、もともと農地であったところを非農地にせざるを得なかったり、非農地であったところを農地にせざるを得なかったりというのが必ず出てきます。そういったことで、結果、先ほど町長が答弁で申しましたとおり、補完工事のふぐあい等が出ておりますけれども、ある程度その土地を整序化するためにはやむを得ないことだったかと私は思っております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。私は別にね、あなたにやっていいのか、悪いのかということまで含めたね、質問はしていないんですけれども、町長でないんだからね、一課長の立場での発言ですから事実だけを言っていたらいいんです。

私が思うところは、そういう話も受けているんですが、非農地を農用地にしたということは、もともと非農用地として整備しているところだから、あるいは農用地にはなかなか難しいとかね、そういうところを農地にしたということは、やっぱり農地として耕作できるような条件、状況にしなくちゃならない。変更するんだったらね。その辺の対策がちょっと薄かったのではないのかということの疑問から確認しているんです。だから、結果としてね、あの計画を見れば田んぼが何ヘクタール、畑が何ぼと決まっている、その目標に向かって進んできた事業、それがなかなか同意がとれなくて、いたし方なくそういうふうに変用というかね、しているのかなというふうなことも理解するところなんですが、これは私の勝手な思いなんですが、であるならば、それはちゃんと計画どおり、事業計画どおりやるためにしなければならぬ行為ということであれば、あわせてこれが農地として使えるようなね、ところまで整備してやって初めて完結ということになると思うんですが、その辺の作業がどうも見えてこない。私も直接見ていないからね、人の話として言うんですが、沿岸部ね、通ってみるとわかるよと言われるんですけれども、本当に優良農地としての姿になっているかということをよく言われるんですよ。そ

の辺は自信を持って提供しているということが言えるかどうか。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい、議長。町としては、最終的に換地処分というものをを行います。当然換地する農地については、できるだけ平等でありたいと思っています。そのためにもふぐあいであったり、評価の差が出ない田んぼ、畑にするように県とは何度となく協議して、昨年度も140件ぐらいですか、補完工事対応をお願いしてやってもらった経緯もございますし、今年度90件出ておりますけれども、これについても同様に同じ平等な農地になるようお願いして、県と協力しながら進めていきたいと思っております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう対応、取り組みはしているという中で、去年からつくって、つくったものは製品としてというか、作物としてつくられていると思うんですけども、その辺のお話は耕作者から確認していますか。していなければしていないでいい。去年ここでつくったんだけどもうまくなかったやとかね、あるいはうんといいものってきたとかね。そういったお話というのは聞いているか、いないかだけでいいです。

東部地区基盤整備推進室長（蓬畑健一君）はい、議長。改めてアンケートや何か調査したものはしておりませんが、随時営農関係なり、整備の補完関係で法人の方々とはお話し合いはしていますので、状況について口頭では聞いたりしています。

以上になります。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。きょうここでね、どうこうというつもりはさらさらないんですが、聞いている限りではね、結構厳しい話を承ります。これは優良農地として提供しているわけですから、そして、そのことによって町の発展ということも求められた事業であるということであるならば、その辺のフォローもね、その責任とする仕事かどうかというのは、私はちょっとここではわかりません。その辺も含めてですね、やっぱりそのことについては、十分な対策をもって、もとに戻るんですがね、ちゃんとしたものがつくれるような状況、環境をつくってお渡りする。もう渡してしまったところには、やっぱりそれをちゃんとフォローするという取り組みが今求められていると思うんですが、その辺の事情、実態、もしここでつかめないならば、今後よく実態をつかんでですね、そして町の対策にすべきだというふうに考えているんですが、町長いかがでしょうか。この件について。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かにせっかくですね、大きな事業として取り組んでいるわけでございますし、私も最初のお答えしたように、この地域全体の事業の推進、これは町の命運をかけた大事業であるというふうなことでございますので、本来的に議員ご懸念のようなふぐあいをですね、早く解消をし、そしてまた地力も回復をさせ、そしてこの風対策等もですね、あわせて講じながら名実ともに豊穡の台地によみがえらせるようにですね、引き続き県と連携しながら、あるいは耕作者の方々とも問題を共有しながらですね、取り組んでいきたいなど、いかなければならないというふうに思っております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この事業については、そういう思いで取り組んでいただきたいということを訴えて、次に4点目の防災拠点地域交流センターについてなんですが、先ほどお答えいただきましたが、私ずっと常々この疑問に思っていることがなかなか解けないということで確認したいんですが、これ、防災拠点が始まって、それを補うものとして、補うといいますかね、無駄にしないということで交流センターということで取り組まれているというふうな理解なんですが、理解というのはそちらからの説明でそうい

うふうに理解するんですが、去年もことしも関係資料を見てもね、防災拠点に関してのね、のが1行も載っていないんですよ。そして、答えるのは生涯学習課、担当課は総務課とかね、その辺もわからないんだな。この防災拠点、まさに今ね、そのことをもってあの施設をつくったとするならば、少なくとも今起きていないからいいんだとかね、ということじゃなくて、起き得ることを想定した何らかの活動、取り組みというのがあるんだらうと、あるいはあるとするということになっているようですが、なぜかこの総括といいますかね、取り組みの中には、結果の中には示されていない。そっちで説明するときも、説明というか、もし生涯学習課でその防災拠点の防災活動も合わせて請け負っているならば、生涯学習課の責任でそういった取り組みもね、成果をここに示すべきではないのか、あるいは通常、そもそも当初予算というか、予算のあいつのときに、建てるときに防災拠点については当面何もなければ活動はいいんですというのがあって、主に交流センターとしての取り組みがあそこの建物施設の場合はそうなんですということでの取り組みであるならば、それがいいかどうかはわかりませんが、町の取り組みとしてそうになっているんだしたら、この決算資料にね、成果等々というのが載らなくてもそれはそれで、それが町の考えなんでしょうねというふうなことになるわけで、そのことについて理解はできる。それでいいかどうかというのはまた別ですよ。というその辺の考え方も含めて誰が答えてくれるのかちょっとわからないんですけども、我々もね、そういうふうに担当示されていないということなので、という疑問を持っているんですが、お答えできる方お願いします。

議長（阿部 均君）まず、第1点、防災拠点といいますか、そういう部分の管理は教育委員会にありますので、生涯学習課が所管しておりますので、教育長のほうからお答えをいただきたいと思います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。今、ご質問いただいた点でございますけれども、議員おっしゃるとおり、施設は防災拠点地域交流センターということで、最初に防災拠点というのが来ております。そういう点ではいざというときの避難所の機能も備えた施設ということになっております。ただ、それに関してのいろんな対応の部分と、それから交流センターというところでの機能の部分と、教育委員会、生涯学習課のほうでは施設の管理を主に担っております、今お話しした2つの施設の全てを教育委員会生涯学習課が担っているというわけではない部分があります。それは先ほどお話あったように、防災拠点としての部分については、総務課管轄であると、実際にはあそこに職員がいてですね、日常的には交流センターとしての活用が主になっておりまして、ただ、一方であそこを管理している職員もいざという場合の防災施設としての対応ができるような部分、あるいはそれに関する視察研修等への対応ができるようにもなっております。単純に誰が何というふうな1カ所に全部集中しているようなきれいな形ではないかもしれないんですけども、施設そのものが2つの機能を持っているという点で特にその2つの機能がありながら、管理運営に関しては教育委員会生涯学習課が担っているという形でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことであれば、生涯学習課、教育委員会に聞くしかないんですけども、じゃあ今管理運営等という表現ありましたが、その体制ね、あの中でもし何かあったときのね、どういうふうな動きができるのか、今の体制の中でね、あるいはそういう教育をしているのかという点についてはいかがなものでしょうか。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

今のまず体制については、平日の日中については職員が3名、それから臨時が2名ということで合計5名で管理をしております。また、土日夜間については臨時2名という形なんですけど、もしその中で何か有事が発生した場合については、まず勤務時間内であれば、そこで勤務している人間が初動体制をとるということがあります。災害の規模にもよりますけれども、次の段階で総務課の本部のほうから適宜指示連絡が来て、それで避難所設営であったり、あるいはそのときの状況などを情報交換をしながら具体的な配備体制に移行していくということを想定してございます。

以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう動きについてはね、赤本というとおかしいけれどもね、そういうのを見れば、そこにちゃんと示されているのかと思うんですが、そのとおりになれるような状況にあるのかどうかという不安、懸念からの確認なんです。本当にそういったね、町ではそう思っているけどもあそこにいる人たちがそのぐらいの認知ができてるか。それはあの人たちの責任ということでないですからね。そのぐらいの教育なり、ちゃんとした管理運営を徹底されているのかというところの心配の確認なんです。今、職員が3人で臨時が2人ということなんですが、その職員というのは正職というふうに考えていいんですか。正規。そして、それが常時その3人、私行くと正規の人の顔見えないんですけれども、どういう日常から、日中から夜にかけてのね、配置体制というのがね、正直言わせてもらいますと、人いないなど、見回りとかね、していないのかどうかとかいろいろ考えられることは考えられるんですけども、そこから総合して見てみると、今3人、2人という数字を出したけれども、それも四六時中ですね、朝から夜までね、含めて正規の職員3人と臨時が2人で対応というふうに聞こえるわけですが、実態がどうなのかということの確認ね。さっき言った教育と、一問一答にならなかったな。2つ、3つになった。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。一問一答という話ですので、ちょっとその時間の区切りについて話をさせていただきますと、職員が日中勤務する時間については、これは平日を前提にして、8時30分から5時15分まで、それからその後臨時の方に引き継ぐ形になりますが、9時30分までで、日中については先ほど申したとおり、町職員と臨時職員を合わせて5名、それからその後の夜の時間については臨時職員が2名体制という形です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。正規の職員3人と臨時職員2人というのは日中はその体制でやっているというふうに、あとその後は臨時の職員さんが2人で夜はね、対応していると、何かあった場合には今言った流れの中で総務課ともちゃんとそういう連携の中で対応はできるという体制になっているというお話です。ですが、さらに不安が隠せないのは、一応表面はそうになっているけれども、そういうふうに動けるような体制になっているかどうかというのは、そういう不安、懸念がね、あります。その人たちが悪いというのでは、何回も確認するけれどもね、という話ではないからね。その辺のね、あとあれになるから、その辺は確認して終わりにするけれども、そこが非常に私は大事なことだというふうに思います。それから、考え方として防災というのはなかなかやっぱり見えてこない中での対応ということになればなおのことちょっと不安、懸念を隠せないで、その辺はこの総括といいますかね、で反省というか、検証して、次に生かすということからもね、やっぱりきちっとした対応をするべきだということを求めておきます。

あと、あわせて、あわせてというか、同じような質問になるかと思うんですが、あそこは使用するとき使用料取って使用すると、いるんですが、その辺の管理どうなっているのかという疑問がね、大いに残る。これまた職員が悪いということを行っているんでないからね。あなたたちの管理がどこまでのね、指示して、そしてやっていただいているのか。といいますのは、金を取るんですよ。例えばただ部屋を貸すだけだったらまだね、いいけれども、イベント等があったとき結構イベントもね、あそこで行われているんですが、音響、非常に高価な音響施設、それを使うようになるとかね、あと何とかの上げ下げとか、あと電気だの、電気の消し方とかね。というね、そういったものを活用して一つのをイベントをつくるわけだけれども、そのときの管理体制というか、対応、町としての施設としての対応どうなのかといいますと、はっきり言わせてもらいますと、大体重要なイベントというのは土日祝日に開催されるんです。そのときに正規の職員はいないんです。というのはどこから見てもね、これは公民館もそうなんだけれども、公民館は無料だからね。使うほうが。金を取るところでそういう体制って本当にいいのと、そこで何か問題があったとき問題起こるんです。起きてるんです。実際ここで細々小さなことはね。そういうのをどこまで皆さんが管理者が見て、そして対応、とにかく金取っているんだからさ、普通だったら大問題になるようなことをしかし借りるほうもみんな大人、その辺はつかんでいる分、つかんでいるというのは問題をつかむんじゃないくてどういうふうなね、そういう、例えば音響施設、音響を使うときにね、正規の職員いないときはどいなくなっているのか。それは教えたからいいという、使える、それで壊したらね、莫大な、高価な物だからね。直すのも高価になると思うんです。そういうのを、とにかく今現在は土日は正規の職員いないというのが現実ですから、その辺のことも含めた対応について改めて、去年1年間はどういう対応をしてきたのかということを確認しながら、そこに問題があるとしたら次にどう生かすかという観点でのお答えをいただければと。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

やはり議員ご指摘のとおり、職員であっても臨時の方であってもサービスの低下なりがあっては、差があってはいけないということが大前提になっていきますし、ましてや使用料、料金をいただいている以上はやはりそれにふさわしいサービスを提供しなければいけない。ただ、料金が発生しないからサービスを下げてもいいという話で理解はしてごさいません。いずれどちらも同じように一定のサービスは提供する必要があると理解してごさいます。

その職員と臨時職員の間ギャップといいますか、そういったところの部分を穴埋めするために、基本的には研修みたいなことを施設の中では実際しているんですが、それでもなお行き届かないところが現実あるということは感じる部分があります。そういった部分については、そのケース・バイ・ケースで状況を確認しながら工夫改善に努めていきたいと思っておりますが、じゃあどういう形でそういう意見を酌み取るかということに関しては、山下の交流センターについては1階の展示室のところにアンケート用紙といいますか、意見用紙といいますか、そういうのを置いて、無記名でそのボックスに入れてもらうような形をとっています。そういったところの意見を一つ一つ確認しながら、内容によっては設備の部分のご意見であったり、あるいは先ほど教育長からも答弁あったように、サービス面の話であるとかもあるんですけれども、そういったところは

改善が図れるところから優先的に対応していると、それでもなおやはりご不便を感じさせている場合もあると思いますので、そういったところは真摯に受けとめて、次に生かすような形で生涯学習課としては取り組んでいるところでございます。

以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。もうできて、そして動いている施設なので、逆に言うとそれをね、いかに有効活用といいますかね、すべきだと思うんですよ。その際、結構あの機械って優秀というかね、1回教えてもらっただけでね、パソコンの覚えるのなんてしょっちゅう使っていないとね、なかなかね、身につかないという部分あるんですよ。そして、とりわけ、しかしそういうのを使うのというのはね、確かに月に1回とか2回とか、そんな程度だから覚えるほうも大変なだけけれども、そこではね、やっぱり正規の職員がね、はもう常々対応せざるを得ないわけだから、やっぱりその配置というのは非常に課題になるというか、考えなくちゃならないところだ、職員のね、いろいろ厚生関係も考えなければならぬけれども、普通そういったサービスというのは、普通、私は個人的には逆だと思う。逆というのはね、当然そいなときにいなくちゃならないと思うけれども、そういうシステムにしくちゃならないのかなというふうには個人的には思っているんですけども、そのことも含めてですね、今なかなかここでね、答え出すというのものでも。やっぱり検討すべき課題であるということ、そのことについては求めて、あと今後ね、そういう動きがなければ別の機会を確認するということがありますので、そういうことで進めていただきたいということで終わります。

あと、5点目の財政についてなんですけど、この辺の確認はだんだん下がってきているということで、その要因もね、先ほどの回答にありましたように、当然復興関連が大きくなってこういう数値になっているということなんですけど、もうそろそろその辺の事業もね、終わる中で、その辺の先ほどの答えも行く行くはもとに戻るといようなことにも言われているわけですが、ここの部分はもうけの部分、もうけの部分というとおかしいけれども、逆に言うとね、当初予算どういう予算の組み立て方をしたのかということにもつながる非常に微妙なところ、本来ならば100で予算だったら100で終わりというのがあれなだけけれども、それもね、現実世界ではあり得ないというか、非常にあれだけれども。ただ、この結末は、多く予算をとり過ぎて、そしてその結果、だから必要なくて余ったんだよというふうに一般的には見るわけだけれども、素人はね、もし不用額出したり、あとね、大きく不用額出したり、余り出したりするとね、その金あったら最初からわかっていればね、もっと違う事業さ財源回すことできるんでないのというふうな話にもつながってくるんだ。考え方としてね、理論的にね。だから、多分3パーセントから5パーセントというのは適正ですよというふうに示されている。それで、しょっちゅう20パーセント、30パーセントというのは余りにももうけ過ぎというかね、というのもやっぱり予算の立て方に問題があるのではないかということになる。そういうふうには考えられるだけけれども、その辺の考え方としてね、今後の将来、やはりもしそういうものが少しでもあれば、あるのであるならば、やっぱり当初予算のね、立て方、もう少し慎重にしていきたいと思うんですけど、その辺は担当者から見て。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。この実質収支ですけれども、遠藤議員おっしゃるようにですね、現年当初予算の立て方とかですね、というのはしっかり精査をしてやるべきものということで、今後も気をつけてですね、当初予算編成してまいりたいと考えており

ますが、今回、今回といいますか、震災後に多く発生しております実質収支については、その中にはどうしてもですね、今回7億4,000万、実質収支額出ておりますけれども、28年度、29年度から23年度に繰り越された事業、それが30年度に終了して、余った予算というのは補正をかけられない性質のお金になりますので、その分はどうしても歳入歳出の差額の中でそのまま実質収支に含まれてしまうという性質のものになります。現年予算ですね、30年度に当初予算で組んだ予算につきましては、3月議会の中で実態に合わせまして不用額がですね、なくなるように予算の編成を組んでいるところでございますので、その編成を3月議会ですら、補正予算組む際にもなおそういったところにも気をつけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の件についてはそういう、別に責めてこういつているつもりはさらさらないんですけども、背景、この件についてはこう理解できるというかね、認められるということですけど、ただ、考え方としてを確認したということで、そういうことで取り組んでいただければということで、この件については終わります。

次に、最後の2件目の介護についてなんです、これはですね、もう何回もやりとりしている話でね。やるかやらないかというところの話なんです。今回もね、先ほどの回答の中にありました。2億円近い余り金といいますかね、余り金というとおかしいけれども、これはね、まったく介護保険事業の場合はね、このほとんどが被保険者のものなんです。介護保険料が余ったものというふうに理解していい。違うというのであれば違うでいいんですけども、そうするとね、その人たちから頼んで貯金しててけろって頼まれてもないというふうに私は理解するんですが、それが異常に高い、1億8,000万、2億ね、やっぱりそれはその人たちに還元する、そして少しでも負担を減らしてもらって、そして、先ほど介護給付費が減った、予定より減ったからこういうふうになったんだということ、それはどっちがどう、どっちがというか、いろいろあるんですけども、それは本当は利用したいんですけども、高くてちょっとね、負担重いから本来ならばこのサービス受けられるのに、したいんですけども受けないという人がいるかもわからない。これは利用料も介護保険料もね、負担に思っている人たちがね。そのことによって逆にそういうたまってくるとかね、いろいろ考え方いっぱい数多く持っていてね、本来ならば認定されて受けるサービスを受ける権利を持っている人が、そういう家族の応援があつて受けない。そのことによって保険料がね、給付費が少なかったとかね、いろいろあるんですけども、やっぱりその辺をね、十分に分析して、現実にこの2億近い、十三、四億の会計の中でね、あとちょっと忙しくてそこまで確認してこなかったけれども、介護保険料というのはどのぐらいに対してこのぐらいというの、大した介護保険料でないと思う。年間のね。大してというかね。5億、10億の中の2億ということでなくて、もっと、それはいいんですけども、これはもう。そして、計画の中でもね、最低必要、この間のいろんなやりとりの中でね、最低でも5,000万、あるいは3,000万とかという数字も記憶している部分があるんですけども、そこから考えてもね、やっぱりこの2億近いこの基金残高というのはね、やっぱり俺はため過ぎだと思っているんです。担当者からするとどうなのか、こう考え方も含めてですね。どうなんでしょう。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。介護保険の特別会計のこちらの基金についてですが、考

え方はおおむね議員のおっしゃるとおりでよろしいかと思えます。今回の計画、7期の計画で去年、ことし、来年と3カ年続きますが、その中でまず30年度の基金の推移としては本来であれば1億ちょっと、1億2、3千万残るであろうというふうな推計でございました。ところが、現時点でやはり2億近いということで、若干ですね、給付費の伸びが想定よりも伸びていない状況で基金が膨れ上がっているというような状況でございます。

今回の介護保険の保険料の算定につきましては、2025年という団塊の世代が高齢者、介護を使い始める時期ということで、7期、8期、9期と3期にわたっての推計をしてございまして、このような計画をつくってございました。今現時点で想定よりも基金が多く積み上がっていますので、8期、9期にわたってですね、こういう財源を使いながら被保険者の皆様にご負担を若干でもですね、和らげできるように工夫してまいりたいと思っております。

以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の回答は、今すぐこれを利用してね、すぐ下げるとかね、というような答えではないんだけど、それも先々に延ばしてということで対応するという、それはね、全く読めない話であってね、少なくなるかもわからないけど、逆にどんだんどんふえて、3億、4億ということだって考えられるんだ。あなたの今の説明だとね、科学的根拠がどこまで示して今の話にしているのかどうかわからないんだけど、確かに言われるように、そういった事業計画の中でね、の対応だということなんだけど、その計画が一つ一つ、このことだけ言っても崩れているんです。その計画どおりいかないでね。これはうれしい崩れ方なんだけども、そういう、だから長期にわたってのね、計画の中で対応するというのもね、それをね、やっぱり経営安定というか、町のね、の立場の発想であって、受ける側というのは、本当に今ね大変です。もう天引きだからね。介護保険料ね。払いたくなくても持っていかれる。年金生活、国民年金、年金生活者なんか今、今度は消費税も上がるとかねとかね、話あるけれども、だめなんだけれども、本当に今身近な生活が大変な状況が迫られているときに1,000円でも2,000円でも500円でもね、月々、あるいは2カ月に1回ね、負担が低くなるというのは本当に求めている内容のものなんです。それ一方で今ね、2億ため込んでおいたって、利子何ぼもつかない、利子のないような状況だから、ため込んでおいたって余り生かされないんだな。2億というのはね。やっぱりそれ、生きた金にして使って、そして本当に赤字になったときには、そのことを正直に皆さんに訴えて、そして今こういう状況だから来年ちょっと上げさせてもらうからねということで俺はいいと思うんです。あと、あなたがこの何期計画と言っているけれども、それはそれで経営者のほうからすれば、そういう計画のもとでね、安定した状況の中で進めたいというのはわかるどころもあるんだけど、受けるほうはそのことによって本来ならば500円ずつで済むところを1,000円取られているとかとなるとね、その辺はね、やっぱり現実の中で考えてほしいという今課題なんですけれども、やるやらないは別にして、町長考え方としていかがなものでしょう。この2億円たまっている、その利活用については。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員からは国保会計とかですね、特別会計、各般にわたって、同様のご提案を頂戴しておりますけれども、その都度お答え申し上げてきているのは、やはり今の議員の話でもありましたように、やはりこの保険制度を預かる立場から

すればですね、上がった、下がったというのは余り被保険者の方は、好まないだろうというふうな考えがございますので、できるだけ安定した、それも少しでもね、負担感のない安定した負担額に、あるいは保険料率にですね、していかなくちゃいけないのかなというふうに思っておるところでございますので、ご提案の趣旨も踏まえて極力安定した運営に引き続き努めてまいりたいというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その考えもね、たびたび聞く話なんですけど、今この現状を見たときにね、この2億というのがどのぐらい重い金高になっているのかということもですね、あわせて考えていただきたいと、あるいは考えるべきだということはこの件についてはまた別な機会にですね、必要であれば取り上げたいというふうに思います。今の実態から考えるならば、当然これは取り崩して次に生かすということ強く訴え、この件についても終わらせていただきます。

以上をもって終わります。

議長（阿部 均君）9番遠藤龍之君の質疑を終わります。

これで総括質疑を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号までについては、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第1号から認定第6号までについては、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

決算審査特別委員会委員の方は、直ちに全員協議会室で会合の上、委員長、副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

この際、暫時休憩します。再開は午後4時45分といたします。

午後4時15分 休 憩

午後4時45分 再 開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

町長より山元町地域振興公社取締役会のため退席したい旨申し出があり、許可をいたしております。

決算審査特別委員会の委員長、副委員長が互選され、その結果が報告されましたので、事務局長から報告させます。

事務局長（武田賢一君）はい、議長。ご報告いたします。

決算審査特別委員会の委員長に橋元伸一君、副委員長に岩佐秀一君が選任されました。以上で報告を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りいたします。

決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の検査権と同法第100条第1項

の調査権を委任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の検査権と同法第100条第1項の調査権を委任することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま決算審査特別委員会に付託しました認定第1号から認定第6号までについては、山元町議会会議規則第45条第1項の規定により、9月13日午後4時までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第1号から認定第6号までについては、9月13日午後4時までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は9月18日午前10時開議であります。

大変お疲れさまでございました。

午後4時45分 散 会
